

# 確定闘争の取り組みについて

自治労神奈川県本部

## 1 神奈川県本部の概要

自治体確定闘争に係る単組数

県職単組	2 (県職、企業庁労組)
政令市単組	8 (政令市職3、企業庁労組4、独立行政法人労組1)
中核・一般市単組	13
町職単組	7
事務組合単組	2
合計	32 単組

## 2 自治体確定闘争の取り組み概要

(1) 拡大闘争委員会において方針・統一要求基準・指標・時期・戦術を確認

- ① 月例給については、県本部標準年齢到達目標への到達に向け、初任給水準改善や運用改善など、単組の実情に応じた重点交渉を展開

30歳標準労働者	259,600円(国公 3級19号相当)
35歳標準労働者	307,200円(〃 3級48号相当)
40歳標準労働者	356,200円(〃 4級51号相当)

- ② 地域手当については、国の指定がある単組においては国水準、未指定または国の指定が県の支給水準を下回る単組は県の支給率(12.09%)を追求

- ③ 持ち家に係る住居手当の継続

- ④ 会計年度任用職員については、有給・無給の休暇も含め、常勤職員との均等・均衡に基づいた労働条件の追求。とりわけ、人勧における勤勉手当プラス分を期末手当にプラスすること、賃金改定にあたっての4月遡及を追求。などなど

(2) 単組オルグの実施

- ① 公共民間も含め全単組オルグを実施(10月中旬～)  
② 単組オルグにて確認した状況により、闘争期間中においても個別に対応を実施

(3) 交渉支援対応・その他

- ① 単独交渉が困難な状況においては、県本部が交渉に参加(2022は1単組)。その他、確定期後の継続課題については、個別に対応(2022確定においては2単組、交渉参加なし)  
② 闘争期間中に適宜、単組の交渉・積み上げ状況を確認。同様の単組課題で

交渉が難航している単組に速やかに状況を流し再交渉を促す。

2022においては、他単組状況による再交渉で会計年度任用職員の期末手当上乗せ（人勧による勤勉手当プラス分）1単組で勝ち取る。

### 3 確定交渉における課題

#### (1) 要求・交渉における課題

- ① 当局提案を待つ単組 1市職単組、5町職単組  
上記のうち交渉未実施単組 1町職  
つなげる支援も。
- ② 入り口から人勧遵守交渉になる傾向。その次に諸手当改善等の交渉傾向、  
その次に運用改善課題となるため、交渉が継続協議になりがち
- ③ 単組における在職者賃金カーブの捉え方の脆弱さ+情報を最低限しか与  
えない当局との労使関係
- ④ 会計年度任用職員の処遇改善に対する意識の希薄さ。
  - ・・・ 日常の組合活動からの支援強化が必要。まずはモデル要求書提出、  
さらには、モデル要求だけでなく、アンケート等による要求書作りに
  - ・・・ 春闘期からの年間労使間スケジュールの確認、継続した賃金折衝と賃  
金分析における支援の強化
  - ・・・ 本工意識の払拭、当事者の参画

#### (2) 妥結における課題

- ① 一部単組における妥結後の県本部報告。強い単組ほど独自妥結の傾向、  
プラスは良いが
  - ・・・ 統一闘争の再構築とこまめな単組との連携・意思疎通

## 香川県本部の秋期自治体賃金確定闘争について

### II 統一行動実績（22確定闘争総括より抜粋）

#### 1. — (1) 人事委員会委員長あて署名行動

単組名	枚数	筆数	組合員数	提出率	単組名	枚数	筆数	組合員数	提出率	
東さ		2,568	2,922	87.9%	労	19	100	189	52.9%	
	144	840	2,246	37.4%		12	68	185	36.8%	
	65	401	630	63.7%		7	47	51	92.2%	
	28	165	551	29.9%		13	66	189	34.9%	
	18	100	175	57.1%		11	67	110	60.9%	
	55	283	332	85.2%		33	218	231	94.4%	
	46	276	424	65.1%		17	97	103	94.2%	
	16	82	178	46.1%		13	102	125	81.6%	
	92	560	625	89.6%		30	155	171	90.6%	
	3	25	29	86.2%		済	2	14	17	82.4%
	18	95	149	63.8%		且	6	31	51	60.8%
					合計	648	6,360	9,713	65.5%	

#### 1. — (2) 人勧期人員要求オンラインアンケートと全国統一行動

日付	月別	上旬	中旬	下旬	年次	回数	回数	回数	回数
2/29/22	52/2246	17/630	12/551	19/175	4/332	34/424	11/178	54/625	う
6/5/21	3/189	8/149	4/189	10/110	89/231	24/103	18/125	52/171	

#### 2. — (4) 人事委員会勧告に対する県本部見解

##### 2022 人事委員会勧告に対する香川県本部見解

- 香川県人事委員会は10月13日、本年の月例給の公民較差(814円・0.23%)に基づき、月例給を737円(0.21%)、一時金を0.1月引き上げる勧告を行った。給料表の改定については、人事院勧告に準じて、大卒初任給を3,000円、高卒初任給を4,000円引き上げることとし、おおむね30歳台半ばまでの職員が在籍する号給にかぎって引き上げることとされた。
- 給料表の改定について、国に準じて初任給近辺を中心に改善したことについては、最低賃金の引き上げの状況や人材確保の観点からも一定の評価はできる。しかし、国の改定内容に合わせたため、給料表改定だけでは解消されない77円の較差が残余したことについては、完全解消に向けたあらゆる努力がなされたのか疑問が残る。一時金の引き上げ分を期末手当ではなく勤勉手當にあてたことは、コロナ禍で住民の生命と生活を守るために懸命に奮闘している組合員実態や育休取得中の組合員の不公平感を踏まえると極めて遺憾である。
- 最大の懸念事項であった55歳を超える職員に対する標準成績での昇給停止措置については、県職連合との二者要求交渉、四人協交渉など、あらゆる場面でその不当性、否妥当性、悪影響を訴え、6360筆の組合員直筆署名の重みを伝えてきたにもかかわらず、労働基本権の代償措置を担うべき機関である役割を放擲し、地方自治を否定する国の圧力に屈したものであり、断じて容認できるものではない。

4. 人事管理に関する報告では、わずかに任命権者に対し年休取得 5 日未満者の解消にむけた指導・助言を行っていくとの記載はあるものの、労働基準監督機関としての具体的取組みに関する記載は見られず、主体性に欠けたものであると指摘せざるを得ない。
5. 香川県本部は、統一闘争をあらためて強化し、月例給改善については、会計年度任用職員の 4 月遡及を含めた改善に向け取り組みを進める。とりわけ会計年度任用職員の一時金については期末手当での引き上げや、勤勉手当の支給、休暇等についても常勤職員との均等待遇を求めていく。そして、55 歳昇給停止措置の導入については低位に置かれた県内自治体のラスパイレス指数改悪の要因となることからも、絶対に導入を阻止する。「自らの賃金・労働条件は、労使交渉によって決定する」という原則をさらに徹底し、産別統一闘争を全力で展開する。

2022 年 10 月 13 日

全日本自治団体労働組合香川県本部

### 3. 県本部確定闘争取り組み方針の確立

#### 3. — (2) ストライキ指標と重点課題の設定

##### 【ストライキ指標】

- ①55 歳超え職員の「標準」成績での昇給停止の阻止
- ②一時金引き上げ分一部について、上位評価者への配分を理由にした削減を行わないこと

##### 【22 秋闘重点課題】

- ①定年延長の制度協議（再任用 4 級、役職定年 6 級以上、採用平準化、適正配置）
- ②基本給を勧告通り引き上げること（会計年度任用職員も 4 月遡及し差額支給）
- ③振替休・休日代休制度の適正化

##### 【重点指標】

- ①15%特昇財源の活用 一制度特昇の獲得・充実
- ②ワークライフバランス改善のための休暇制度等の充実
  - 1) 不妊治療休暇の年 12 日への拡大又は新設（未到達単組）
  - 2) 育児時間適用年齢の就学前までの拡充
- ③人員確保・超過勤務縮減 一条例定数拡充・途切れのない新規職員採用計画
- ④勤務間インターバル制度の導入
- ⑤年休 5 日未満取得者数の確認・解消にむけた具体的な措置
- ⑥中途採用者に係る前歴換算の改善（最低でも国公完全準拠・公務→公務 10/10、民間でも 10/10）
- ⑦労働安全衛生体制・制度の整備
  - 1) 労働安全衛生委員会の月 1 回以上の開催
  - 2) あらゆるハラスメント撲滅のための首長トップ宣言
  - 3) 国（厚労省）主催講演会等への公務出張・義務免等対応
- ⑧分限条例の特例条項記述改善 一職員の失職防止
- ⑨県職員に準じた特急料金等（概ね 25 km 以上で片道、50 km 以上で往復）の改善
- ⑩会計年度任用職員に係る待遇改善等 一初任給格付け引き上げ、昇給上限延伸、常勤職員と同等の休暇

### 3. — (3) 組織課題の設定

- ①要求書提出日（10/14）、統一行動日（11/11）の早朝時間外集会配置
- ②全組合員を対象とした職場学習会の全自治体単組での複数回実施
- ③県本部が設定した統一交渉日での2波にわたる大衆交渉の実施
- ④妥結事項の書面化（確認書締結）

### 3. — (5) 県本部統一要求書

【2022年賃金労働条件に関する統一要求書・重点要求項目のみ】

#### I. 労使関係ルールに関する基本要求について

1. 賃金・労働条件の決定にあたっては、労使交渉・事前協議の実施とそれに基づく合意によるものとし、労使による自主決着をはかること。なお、事前協議については、計画変更可能な時期に行うこと。

#### II. 2022年重点要求について

1. 本年の人事院勧告における官民較差（921円）を4月に遡って差額分を支給することにより完全に解消させること。また、一時金を0.1月引き上げるとともに、引き上げ分は全額期末手当とすること。勤勉手当とする場合であっても、標準成績者の削減及び上位成績者への配分は行わないこと。会計年度任用職員についても同様の取扱いとすること。
2. 昨今の物価高により生活費が圧迫されている実態を少しでも解消するため、基本給を4%引き上げ、賃金水準を改善すること。なお、「給与制度の総合的見直し」で全国下位12県平均に引き下げられている基本給水準について、最低でもラスパイレス指数100以上となるよう運用改善等を行うこと。また、一時金を引き上げ、年間5月支給とすること。
3. 高齢層職員のモチベーション維持のためにも、55歳超え職員の「標準」成績での昇給停止を行わないこと。
4. 高年齢層のラス指数引下げの大きな要因となる高位号給からの昇格時号給対応表の改悪を行わないこと。改悪を行っている場合は復元すること。
5. 定年引き上げに関する法改正を受け、地方自治体においても遅くとも12月議会への上程を行うため、5月の統一交渉の内容も踏まえ労使で協議・交渉を実施すること。それまでの間はフルタイムを基本とした再任用制度を確立し、再任用を希望する定年退職者全員の雇用を確保するとともに、改正法との整合を図るためにも、賃金を最低でも4級水準以上とすること。
6. 2023年度人員採用については、頻発する災害や感染症対策を前提とし、職場実態に見合った人員配置を基本として、組合と協議を行い、最低でも2022年度退職者数を下回らない正規職員を採用すること。また、今後の退職者数の見込みをもとに採用計画を協議し、正規職員の新規採用を毎年行うこと。
7. 労働基準法別表第1に沿って対象職場を確認し、36協定を締結すること。また、対象職場以外でも長時間労働の抑制のため36協定の締結をめざすこと。
8. 厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」、「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」を踏まえ、労働者の始・終業時間や休日労働の正確な実態を把握できる勤務時間管理体制を構築すること。また、時間外労働の実態調査を行い、労使で不払い残業の実態を確認し、解消させること。特に、法令違反（超勤上限時間、週休日振替・休日代休制度の不適切運用・未処理等）がある場合は、直ちに是正すること。

9. 労働安全衛生委員会体制を確立し、法令通り月一回以上開催するとともに、実効あるものとすること。また、労働安全衛生に関する会議、研修等への参加については公務出張（最低でも職務専念義務免除）とすること。

10. 会計年度任用職員の勤務条件に関し、さらなる処遇改善に向けた交渉・協議を進めること。

また、2021年12月24日付け総務省通知「公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について」に基づき再度の任用時の上限を少なくとも8号級引き上げること。休暇制度については正規職員と同様とすること。

11. 年次有給休暇付与義務に関する労働基準法の改正および法改正を受けて改正された人事院通知（2018年12月7日／職職-252）を最低基準として、年5日間以上（1日または半日単位の取得に限る）の年次有給休暇の未取得者を解消すること。また、取得拡大にむけた具体的な措置を講ずること。

12. 2018年の香川県人事委員会勧告に準じ、通勤に要した特急料金等の費用を完全支給すること。

13. 厚生労働省が示している生殖補助医療に要する平均的な日数を踏まえ、年12日以上の不妊治療休暇を常勤、非常勤を問わず付与すること。取得に際しては、診断書の提出を必須要件とはせず、領収書等診察が証明できる軽微なもので休暇取得可能とすること。また、長期（1年以上）の不妊治療休暇制度についても検討すること。

14. 2020年4月のパワーハラスメント防止法施行に伴い、すべてのハラスメントを職場からなくすためにトップ宣言等必要な取り組みを行うこと。

15. 中途採用者の給料は、職務の内容や責任、職務経験等を考慮して定めることとし、他の職員との均衡の観点から、昇格・昇給の運用について改善すること。前歴換算については前歴換算率を公務・民間、同種・異種共に10割とし、前歴期間による換算率削減を行わないこと。また、在職者調整についても行うこと。

16. 頻発する災害や感染症等への対応を踏まえ、休息時間を確保するため11時間以上の間隔を基本とする勤務間インターバル制度を導入すること。あわせて災害時等の緊急時における連続勤務時間について制限を設けること。

17. 育児時間の取得対象年齢を3歳から就学前へ引き上げること。

## 2022秋闇 都市評 学習会実施状況

単組	実施日	箇所数	回数	講師数	参加者数
	事後の職場集会において結果報告				
	事後に学習会を開催	1	4	2	50人(18%)
	実施できず				
	10/19(水)～10/27(木)	1	4	1	87人(51%)
	統一行動日早朝集会・事後の職場集会において結果報告				
	10/24(月)～11/7(月)	6	6	3	130人(43.6%)
	10/21(金)～10/31(月)	1	7	1	40人(22.7%)
	実施できず				

## 2022 秋闘 単組取組計画表

単組名 :	作成者 :
-------	-------

### 1. 単組の重点要求

--

### 2. 執行委員会等の開催計画

① 月 日( )場所 :	② 月 日( )場所 :
--------------	--------------

### 3. 職場集会・学習会の開催計画【複数回の開催追求を】

(1) 期 間 :	
(2) 時 間 帯 :	
(3) 対 象 者 :	
(4) 開催箇所数 :	
(5) 講 師 数 :	
(6) 学習会資料 :	
(7) 参加者拡大のための工夫 :	
(8) 県本部講師 :	必要    ·    不要    (必要な場合詳細は別途連絡)
(9) その他要望	

#### 4. 時間外集会の開催計画

(1) 要求書提出日 ●10月14日(金) 開始 時 分～終了 時 分

①開催場所	②参加目標数	名
-------	--------	---

(2) 県本部統一行動日 ●11月11日(金) 開始 時 分～終了 時 分

①開催場所	②参加目標数	名
-------	--------	---

(3) 集会参加者確保・拡大のための工夫

#### 5. 大衆交渉の参加者確保のための工夫（声かけ範囲、方法など）

●統一交渉日；11月1日(火), 8日(火)

#### 6. 交渉団会議（事前打ち合わせ会）の持ち方

いつ：	対象：
どこで：	説明：

#### 7. 交渉結果の書面化及び組合員への周知方法

#### 8. その他（県本部に対する要請等）

回答締切日：10/21（金）

この学習会資料は秋闇交渉の重点要求項目に関する根拠資料ともなっています。交渉に参加される方は、必ずご持参ください。

## 2022自治体賃金確定闘争 全員学習会レジユメ

### I 2022人事院勧告の内容と問題点

#### (1) 2022人事院勧告と県人事委員会勧告、その他報告等の対比

その他 方法	人事院勧告 (8.8)		香川県人事委員会勧告 (10.13)	
	官公差 賃	賃給額引上げ (平均改定率0.3%)	8.14円 (0.23%)	※賃率引上げ (平均改定率0.21%)
改差解消の 方法	※平年期改定3,000円引上げ ※30代前半までの層で所要の引上げ 〔1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6 級以上は改定なし〕			改定額は737円→実数改定額77円 地政手当実支給では101円
一時金	0.02月を上位の成績区分間に配分	4. 4.0月 (+0.10月) ※勤勉手当に配分	4. 4.0月 (+0.10月)	※勤勉手当に配分
その他	○ 博士課程修了者等の初任俸率を引上げ。 ○ 在宅勤務手当導入の結果は来年に先送り ○ フレックスタイム制の委嘱化 ○ 総合職採用試験の廃止 ○ 老年年賃給与水準や勤務前の・0歳起始給与から一見直さず含めた「年金制度アッパーードート」について筋骨格、RG制度案示す	○ 55歳を超える職員の昇給を良好ではなく、特に 自好で1号、極めて良好で2号とする。 ○ 定年引上げ期間中も一定の新規採用職員を確保的 に確保 ○ 任命権者において年俸5日取得の権利が達成するよ う指導・助言	○ 自好で1号、極めて良好で2号とする。 ○ 定年引上げ期間中も一定の新規採用職員を確保的 に確保 ○ 任命権者において年俸5日取得の権利が達成するよ う指導・助言	

#### (3) 県における初任給の比較

	大学卒		高校卒		官民較差 (%)	俸給表の改定	
	国	民間	差分	国	民間		
2022	205,979	209,049	△3,070	169,634	173,877	△4,243	921 0.23
・総合職大学卒 2-1、一般職大学 1-25、高卒 1-5 に採用地別平均地域手当を加えた額							高卒改定4,000円 30代半ばまで改定3,000円
	県 R4 勧告	R04 民間調	県-民間	県 R3 勧告	R03 民間調	県-民間	
大卒計	197,834	199,635	△1,801	194,738	199,619	△4,881	
短卒計	178,123	185,488	△7,365	174,304	183,398	△9,694	
高卒計	163,984	167,854	△3,870	159,856	166,483	△6,627	
・行政職 (一) 大卒 1-25、短卒 1-19、高卒 1-9 に地域手当 3.2%を加えた額で比較							
・現行国公 4号上位でも公民較差を踏まえれば改善の余地 (さらに 4号上位) はまだある							
	6月期	12月期	合計				
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	
2022年度 (勧告前)	1.20	0.95	2.15	1.20	0.95	2.15	55.8% 44.2% 4.30月
2022年度 (勧告後)	1.20	0.95	2.15	1.20	1.05	2.25	54.5% 45.5% 4.40月
2023年度	1.20	1.00	2.20	1.20	1.00	2.20	54.5% 45.5% 4.40月

(公務労協資料より)

#### ■民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	一定率(固定分)	考課査定分	一定率(固定分)	考課査定分	一定率(固定分)	考課査定分	(令和4年職別民間と実態調査)	
							部長級 (非役員)	
規模計	54.1	45.9	50.4	49.6	49.1	49.1	50.9	%
500人以上	53.7	46.3	45.3	54.7	44.0	44.0	56.0	
100人以上500人未満	52.6	47.4	49.1	50.9	48.0	48.0	52.0	
50人以上100人未満	56.7	43.3	54.8	45.2	53.5	53.5	46.5	
しかし 0.02月を上位評価者に不均等配分→国公のみの措置であり地方波及は阻止する必要あり								
6月勤勉手当			12月勤勉手当					
予算月数			標準月数					
勧告前	0.95	0.92	0.95	0.92	0.92	0.92	0.92	
増	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	
勧告後	1.00	0.96	1.00	0.96	0.96	0.96	0.96	

■国の配分理由はあくまでも評議区区分見直しに伴うもの 1

1

2

2022.08.01 公務員連絡会議記録  
 佐々木 桂一郎長クラス交換抜粋  
 「これに対し、(人事院) 佐々木大臣と厚生労働省は次の通り回答した。  
 (1) 今回措置する二番の理由は、昨年入革評議制度の見直しが行われたことへの対応である。具体的には、厚生労働省から 6 にきめ細かくなるため、勤務実績をより適切に反映し得るよう、勤務手当について、新人事評議制度に対する必要があることである。

## &lt;一般職&gt;

## &lt;勤務手当引き上げ分0.05月のうち、0.02月を上位成績区分に配分 =&gt; 年間引上げ幅0.08月

		2022年5月支出手当		2023年6月		2023年12月	
成績等	人件分布	成績率	人件分布	成績等	人件分布	成績等	人件分布
特に優秀 1.15～1.9	5%以上 <small>(現則適用)</small>	5%以上 <small>(現則適用)</small>	現高点で不明 <small>(現則適用)</small>	5%以上 <small>(現則適用)</small>	現高点で不明 <small>(現則適用)</small>	現高点で不明 <small>(現則適用)</small>	5%以上 <small>(現則適用)</small>
優秀 1.035～1.5	25%以上 <small>(現則適用)</small>	25%以上 <small>(現則適用)</small>	現高点で不明 <small>(現則適用)</small>	25%以上 <small>(現則適用)</small>	現高点で不明 <small>(現則適用)</small>	現高点で不明 <small>(現則適用)</small>	25%以上 <small>(現則適用)</small>
【参考】 〔平均月数〕	0.95	—	1.05	—	1.0	—	1.0
良好（標準）	0.92	—	1.01	—	0.96	—	0.96
		<small>(=0.95-0.09.)</small>		<small>(=0.95-0.05)</small>		<small>(=0.95-0.05)</small>	
				<small>(=0.92-0.04)</small>		<small>(=0.92-0.04)</small>	

\*1 現に支給済みである本年5月～賃金分については、上位の成績区分の賃金差が算出されず、0.05月 ( $=0.1 \div 2$ ) で計算される。これは、2007 年度から 2015 年度までの前例に倣ったもの。よって、2022年6月引き上げ分0.05月 + 2022年12月引き上げ分0.04月 = 0.09月となる。

## &lt;再任用職員&gt;

## &lt;引き上げ分0.05月のうち、0.01月を上位成績区分に配分 =&gt; 年間引上げ幅0.04月

		2022年12月		2023年6月		2023年12月	
成績等	人件分布	成績率	人件分布	成績等	人件分布	成績等	人件分布
優秀 0.47～	—	現高点で不明 <small>(現則適用)</small>	—	現高点で不明 <small>(現則適用)</small>	—	現高点で不明 <small>(現則適用)</small>	—
【参考】 〔平均月数〕	0.45	—	0.5 <small>(=0.45+0.05)</small>	—	0.475 <small>(=0.45+0.025)</small>	—	0.475 <small>(=0.45+0.025)</small>
良好（標準）	0.335	—	0.48 <small>(=0.435+0.045)</small>	—	0.485 <small>(=0.435+0.042)</small>	—	0.485 <small>(=0.435+0.042)</small>

\*2 現に支給済みである本年5月～賃金分については、上位の成績区分の賃金差が算出されず、0.025月 ( $=0.05 \div 2$ ) で計算される。これは、2007 年度から 2015 年度までの前例に倣ったもの。よって、2022年6月引き上げ分0.05月 + 2022年12月引き上げ分0.02月 = 0.045月となる。

## 2022.10 月以降の国家公務員に係る評議区分の細分化

~ 2022.09	S (5%) 特に優秀 1.15～1.90	A. (25%) 通常より優秀 1.035～1.15	B 通常 0.92	C 通常以内 0.835	D はるかに及ばない 0.835
2022.10～	卓越して優秀 1.15～1.90	非常に優秀 1.035～1.15	優良 0.95	良好 0.95	やや不十分 0.95

## &lt;宅勤務手当の今回導入は見送りへ来年目途か

一在宅勤務は勤退管理が跟不上になり労働環境も整備されておらず、安全衛生上問題が多いため導入には原則反対。本人同意に基づき行う場合でも、手当ではなく、実費負担が生じない仕組み要求。そのためには単組での実態把握が必須（机橋子等の什器購入費、通信費用、光熱費）比較的手当外の費用弁償として取り扱う（運動手当と同分類）を通じて民間では在宅勤務手当支給と通勤手当減額がベターとなるケースもある

## ○民間における在宅勤務関連手当の支給状況（R4 職種別民間給与実態調査）

在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当を支給する	在宅勤務関連手当を支給しない	在宅勤務を実施していない
53.0%	(28.2)%	(71.8)%	47.0%

( ) 内は実施している事業所を 100とした割合  
○在宅勤務手当支給を検討しているか（同上）【していない 13.9%】【していない 86.1%】

## (6) 給与制度のアップデートへの警戒と検定される論点

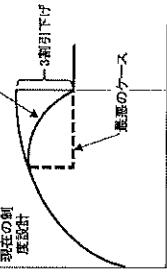
## 【取組事項】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経験や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務員組織の全国展開の体制確保等の要請
- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体会のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層・中堅層・管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

## ①初任給や若年層職員の給与水準

- ・初任給の官民格差は解消されず、人事院も課題と認識。優秀な人材確保、若年層の早期離職防止の手立てとして、賃金改善は当然。
- ・ただし、若年層の賃金水準への影響が必至。また、初任給の格付け改定は、次年度以降の官民格差への影響が避けられない面もある。

## ②60 歳前後の給与カーブの問題



自民党の不当な圧力により、定年引き上げに伴う国公法改正法附則第 16 条で、「60 歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院において公布後速やかに施行されるる年任・昇格の基準、昇給の基準、俸給などについての検討の状況を踏まえ、令和 13 年 3 月 31 日までに所要の措置を順次講ずる」と規定された（『政治が職場に直結している何よりの証拠』）。

定年延長者の 60 歳以降の職員の給与水準（7割）は、厚労省の賃金センサスデータを元に設定されたが、その水準の合理性、納得性には問題がある。見直しに当たっては、少なくとも 60 歳前の職員と同様に、精確な官民のラスパイレス比較に基づく必要がある（今回の民間結果によれば、全職業群によれば、企業が 18.4%）。

### ③ 手当問題の課題

#### ア 地域手当

地域手当は、地域の民間賃金水準を適切に反映させたため、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対して支給される手当とされ、人事院規則で「支給地域等を 10 年ごとに見直すことを例とする」と規定されている。人事院は今年の公務員俸給との交渉の中で、次回の見直しについて、「国民の理解を得るためにも、答電的なデータに基づいて統一的な基準により定めることが必要である」と言及した。

前回（2014 年）の見直しにおける一方で、東京特別区の地域手当を 20% に引上げる等の勧告を行った。ただし、その際人事院は、「国家公務員給与における地域差については、全国各地に官署が所在しており、同一水準の行政サービスを提供することが求められることとともに、転勤等を含む田舎な人事管理が必要となるなどの里の組織における事情を踏まえることが必要である。さらに、同じ公務に携わる職員間の納得性の視点も踏まえると、地域手当による地域間給与の調整には一定の限界があると考える」とも報告している。

そのため、次回（2024 年）の見直しが、更新されたデータ（厚労省の「賃金センサス」）に基づく支給地域等の見直しに止まるのか、あるいは俸給表の水準等に影響する見直しがあり得るのかも含めて、今後の課題となる。

#### イ 扶養手当

扶養手当については、2016 年に 6,500 円へ減額する見直しが行われた。これは、当時の安倍政権が、女性の活躍を推進するとの名目で見直しを強制した結果、人事院に対して配偶者手当の見直しを要請したことである。

現在、扶養手当についての見直しを要請したことは、これまでいたまつた。扶養手当の中にも見られる、「多様な働き方に中立的でない扱いは、企業の諸手当の中にも見られる。配偶者の収入要件がある企業の配偶者手当は、女性の就労にも影響を与えていている。労働条件であり強制はできないが、こうした点を認識した上で労使において改廻・縮小に向けた議論が進められる」との指摘などもある。

2022 年民調結果において、民間で「家族手当制度がある」と回答した事業所は 75.3%、うち、配偶者に家族手当を支給する事業所は 55.1% だった。配偶者に手当を支給している企業は半数を超えているが、2016 年の改正経過や政府部門内の賃金の動き等に留意し、また今後の民間の動向を注視しながら、不利益とならない制度となるよう求めしていく必要がある。

人事院は、2023 年に骨格案、2024 年にその時点での必要な措置の実施を示し施策を講ずることを目指しているが、地公に波及すれば、2005 年度からこれまでの大規模な引き下げになる可能性

もあることから、適時情報を共有し警戒をしていかなければならぬ。

### （7）55 歳昇給停止は百害あって一利なし（22 秋闇ストライキ指標）

21 年の各県人事委員会勧告がお出された時点で、県政管で 55 歳昇給停止を導入していないのは広島、香川の 2 県となつた。広島県は独自の俸給表を運用しており、国連機の俸給表を用いている県。

今後の県勧告は人事委員会がつくることを理由とした形だ。しかしながら、県が該指標を導入すべき理由としては、「ラスが高位になるとこぎを理由とした形だ。しかし総務省が当該指標を導入すべき理由は 20 年超）、ラスバイレス指数は極めて低い状況（98 台）であり、人事委員会勧告が精確な公

民比数に基づき行われなかつた以上、昇給停止の導入は、ただでさえ低位に置かれたラス指数をさらに引き下げる原因となる。

関谷人事委員会委員長は 10 月 13 日の職員団体に向けた説明会で、勧告の理由として「地元が導入しているから」と述べた。その言を借りれば県内全市町が導入していない状況である現在、昇給停止を導入する情勢にはまったくない。県においても、ラスが著しく改善されるようなことがない限り、勧告通り導入することはあり得ないし、公民較差の解消とも真っ向から反する措置となる。また、県内のほとんどの市町がラス 100（100 でも実質手的には 93 度）に達していない状況で停止を導入すれば、代替措置を獲得しない限り、さらなる賃金水準低下を招く。

また、定年延長者にとっては 55 歳以降 1 円も月例給が上がらないことが確定的となり、モチベーションの観点からも問題だ。55 歳昇給停止は百害あって一利なし！県本部統一闘争に結集し、導入を絶対に阻止しよう！

**参考資料：全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議議事録**

#### 櫻井 給与能率推進室長コメント

次に、高齢雇職員の給与抑制措置について説明いたします。21 ページをご覧ください。高齢雇職員の給与抑制するため、国では 55 歳を超える職員について、標準の勤務成績で昇給停止とする昇給制度の見直しを平成 26 年 1 月から、高位の号俸から昇格した場合における俸給月額の増加幅を縮減する昇給制度の見直しを平成 25 年 1 月から実施しているところです。この地方公共団体における対応について、令和 3 年 4 月時点国と同様の措置を講じていない団体は都道府県で 9 団体、指定都市等で 9 団体、市町村で 959 団体となっており、半数を超える団体で国と同様の措置が実施されていない状況です。昇給制度の見直しについて、令和 3 年 4 月現在で国と同様の見直しがなされているのは都道府県で 1 団体、指定都市等で 8 団体、市区町村で 501 団体となつております。約 3 割の団体で国と同様の措置が実施されていない状況です。

高齢雇職員の昇給・昇格抑制の取組について、見直しが遅れれば遅れるほどラスバイレス指数を上昇させていくものございます。

### II 勧告を踏まえた県本部の取組み方針の基本

#### 1. 組織課題の基本的な取組み方針

- ① 要求書提出日（10/14）、統一行動日（11/11）の早期時間外集会配置
- ② 金組合員を対象とした離島学習会の金自治体単組での奨励金回収実施
- ③ 県本部が堅定した統一交渉日での 2 波にわたる大衆交歩の実施
- ④ 妥結事項の書面化（確認書添付）

## 2. 運動課題（ストライキ指標と重点要求項目）

## (1) ストライキ指標

①5歳超え職員の「標準」成績での昇給停止の阻止

②一時金引き上げ分一部について、上位評議者への配分を理由にした削減を行わないこと

## ○昇 格…昇任等に伴い、上位級へ昇格

&lt;例&gt;大卒で入庁後3年間勤務後の4月に「1級 40号給⇒2級 8号給」

## 【定期昇給・昇格に伴う総人件費】

組織には新陳代謝く例：年収 660 万円クラスが退職、年収 300 万円が入庁&gt;があり、定数・職員構成（ボスト教等）に変更なければ、定期等による影響ではなく、人件費総額は概ね一定額となる

## ○ベースアップ（ペア）…賃金ベースの引き上げ

&lt;例&gt;1級 29号給 188,700 円 ⇒ 1級 29号給 190,200 円（ペア 3,000 円）※調査では4月1日現在で行われているため、効率が完全実施されれば、4月に遅れて引き上げ

## 分が支給されることとなる

## 【ペアに伴う総人件費】

単純に言えば 2022 勧告により、月別給（平均 921 円 × 國家公務員総数）と一時金（0.10 月 × 國家公務員総数）の人件費・増嵩分を新たに準備する必要が使用者側（政府）に生じる

## &lt;8/8 給与関係懇親会議を報じた時事通信の記事&gt;

財務省は 8 日、國家公務員の給与を人事院勧告通りに引き上げた場合、国が負担する人件費は約 770 億円増えるとの試算を公表した。総務省の試算では、地方公務員の給与を国に連じて引き上げた場合、国の補助金を除いた地方食担は約 14,300 億円増加。このため、国と地方を合わせた公務員の人事費は計約 2,000 億円増えることになる。

## 2. 労働基本権制約の代償措置「人事院勧告」の限界

▼組合の取り組みがなければ、官（公）民較差は完全に解消されない!!

重点指標	単組の到達状況
①基本給を勧告通り引き上げること（会計年度任用職員も4月遅延し差額支給）	
②定年延長の制度協議（再任用4級、後職定年6級以上、採用平準化、適正配置）	
③勤務間インターバルの制度化	
④振替休・休日代替制度の適正化	
⑤15%特昇財源の活用 一制度特昇の獲得・充実	
⑥不妊治療休暇の年12日への拡大又（未到達単組）	
⑦県職員に準じた特昇料金等（概ね 25 km 以上で片道、50 km 以上で往復）の改善	
⑧経過措置（現給保障）を存続させること（鏡音寺・さぬき・東かがわ・三豊）	
⑨年休取得、超勤常態化を解消できる人員確保	
⑩労働安全衛生委員会の月1回の開催	
⑪年休5日未満取扱者数の確認・解消にむけた具体的な措置	
⑫あらゆるハラスメント撲滅のための首長トップ宣言	
⑬中途採用者に係る前雇換算の改善（最低でも国公完全準拠・公務→公務 10/10、新通知取扱い）	
⑭育児時間適用年齢の就学前までの拡充	

## III 賃金確定闘争をたたかう上で基礎知識

## 1. 定期昇給（昇格）とベースアップの違い、

○定期昇給…毎年の昇給月（1月）に実施、通常4号ずつ昇給（※55歳を超えると2号）  
<例>1級 28号給⇒1級 32号給

■国家公務員の平均給与額の推移									
行政職俸給表(一)通用賃金									
区分	令和2年 (令和4年)	令和3年 (令和5年)	令和4年 (令和6年)	令和5年 (令和7年)	令和6年 (令和8年)	令和7年 (令和9年)	令和8年 (令和10年)	令和9年 (令和11年)	令和10年 (令和12年)
俸 給 手 当	323,711	79,9	345,827	80,0	367,564	80,1	329,433	80,1	326,976
地 域 手 当	41,025	10,1	49,922	10,1	40,860	10,0	40,818	9,9	21,553
広 域 貢 効 手 当	2,622	0,7	2,679	0,7	2,674	0,7	2,722	0,7	—
本 府 省 省 務 部 門 手 当	5,737	1,4	5,668	1,4	5,623	1,4	5,590	1,4	—
改 修 手 当	12,555	3,1	12,581	3,1	12,530	2,1	12,559	3,1	11,668
扶 養 手 当	8,452	2,2	9,273	2,3	9,613	2,4	10,059	2,5	12,142
住 居 手 当	7,129	1,8	6,647	1,6	6,121	1,5	3,392	0,9	—
そ の 他 手 当	3,321	0,8	3,465	0,9	3,578	0,9	3,712	0,9	4,351
合 計 (平均給与額と月額)	405,049	407,153	408,888	411,123	400,0	382,092	382,092	382,092	382,092
平 均 年 額	42,718	43,038	43,256	43,446	43,446	43,446	43,446	43,446	43,446

(注) 1. 俸給には、俸給の調整額、2015年切替えに伴う俸給改定額(2017~2015年の分)及び支給基本手当(2017~2015年の分)を含む。  
2. 地域手当には、風致手当による地域手当を含み、2015年は調整手当であります。  
3. その他は、出身地手当(本選定)、勤務地手当(本選定)、支給勤務手当であります。

○国家公務員給与のうち地域手当が41,022円、広域貢効手当が3,622円、本府省省務部部門手当が5,737円、計49,384円(12.2%)を占める。

△地域手当支給地、及び支給地であっても11%に満たない市町では、「はね返り分の官民較差が解消されず、わずかであるにしる戻ることとなる」

△現行水準以上の地域手当支給や特別昇給、運用等の改善がなければ「総合的見直し」に伴う悪化を招く。地域間格差はさらに拡大してしまう。

※2014年の貯蓄告では、残る駆逐の解消のため、給料表の弓形額に100分の101.25を乗じて得た額を加算する方法(水準調整法)が採られた。地域手当支給地のない県(近畿では愛媛県も)では、今年もこの水準調整方式や着手引上げで較差解消が行われているところもある。

3. 総務省の「助言」という名の「指導」、「適正化」と称する「低位平等化」

【総務省の助言根拠】

総務省に設置された「地方公務員の給与に関する研究会」が、2006年3月に総直的な公務員からの方々への助言を行った。水準については、地域民情を重視する観点から地域民情水準をより適切に反映させたため、給料表の各号給の額について、一定の調整を行った給料表とする等の措置を行なうことが選択されました。(『國公俸給表をベースとした独自給料表を推奨』) また、地方法第24条第3項(均衡の原則)における考え方も整理され、同項に規定する「生計費、並びに国及び他の地公団体、並びに民質、その他指標などを考慮」を前提とした上で、制度については国公・地公が同じ公務員として近似・類似性があることから、国公給与制度を基本とすることが適切といっている。く水準は地域、制度は国へ

その上で、職務給の原則の徹底は、今は始まつたものではないが、現在の総務省の助言態度は、地方法原則の「国」のみを尊重し、「地公は国公と異なり、給与決定における均施原則には、法律上

■国公給与が対象に含まれているということ。従つて、仮に民質が著しく高い地域であったとしても、公務の近似性及び財政負担の関係から、おのずと限界がある。報告書にもあるように、それぞれの地域における国公水準を妥協と考へるべき。便宜的な国公俸給の考え方を刷新して地域民情重視といつても、国公水準を確保や高止まりが認められている訳ではない。そして、過去の全国議長会議で「国と同様な手法により較差解消を図ることはできないが、合理的な理由なしに、給料表や他の手当の構成を増しれば、旅に適しただきたい」としている。在勤する國家公務員は地域手当が低かったり、本府省業務調整手当が支給されない(較差解消の恩恵は受けない)のだから、地方公務員も我慢しろ!! ラス 100 を超える給料表、運用は適正化しよう!! という意味

4. 人勧制度は労働基本権制約の代償措置

【私たちの根拠と反論】

今年の人事院勧告も、「官民較差が出た以上、まず俸給表改定を行うことが(人勧)制度均等だ、ということも、國公水準との均衡を確保するべきである。当然の勧告措置である。総務省は「水準は地域」としながら、総合的見直しにより、全国47都道府県のうち下位12県平均を地方に押しつけ、その基本給水準の地域調整である地政手当を「制度」として、国が指定する地域以外(全国の75%の團体が非支給地)での支給や、国にしかない本府省業務調整手当への配分に骨子給料表や他の手当を引き上げることを「不適切」とすることは、基本権制約の代償機能を否定するものであつてはならない。地域の公務員較差の勧告は、何より尊重されるべきもの、較差についても、確実に解消させるべきである。総務省は折に触れて地方自治体のラスバイレス指數が100を上回ることを忌避しようと躍起だ。給与改定から給与制度の総合的見直しを経て、給料表の水準は下位12県の平均値まで大きく引き下げられてきた。

「国を上回るな」との助言はまさに、地方の自主性無視、分権時代逆行するものだ。

5. 人事院勧告の制度上の問題

□労働組合(職員団体)の参加と闘争を認められない、あくまで勧告という特質であり、完全かつ迅速な実施に欠ける代償措置としての機能を果たしていない→ ILO(国際労働機関)報告  
▼そもそも「中立・第三者機関」足り得ているのか? (国公法第3条; 内閣の所轄の下に置く)  
▼勧告は出ても、2015年は臨時国会を開かず越年、過去には不実施・僵持といった時代も  
▼国会・議会での議決が必要

★労働組合運動の重要性、政治闘争の必要性を改めて確認しよう!!

IV 地方公務員の銀行賃金水準と地域間格差の拡大

1. 「給料」と「給与」の違い  
▼総務省は明確に使い分けている! 私たちも使い分けなければならない  
○給料…基本給のこと(「給与制度の見直し」等による現役保険組を含む)
2. 国家公務員の給与水準を100として、地方公務員の給与水準を比較する際に用いるラスバイレス指數は、一般行政職の平均俸給月額(基本給)と平均給料月額(基本給)を学歴別・経験年数別に比較したもの

○給与…給料月額と月ごとに支払われることとされている金手当の額を合計したもの

【官民比給付項目】

・俸給月額（基本給）、扶養手当、俸祿手当、俸祿手当の扶養調整額（管理職手当）、本府省業務調整手当、地城手当、広域獎勵手当、初任給調整手当、住居手当、身分起任手当の扶養額、特地勤務手当等、差給手当など

【比較給付項目】

・通勤手当、特殊勤務手当、半身起任手当の加算額  
※上記のほか、所定外給与である宿日直手当、超過勤務手当等、管理職員特別勤務手当も比較外給与

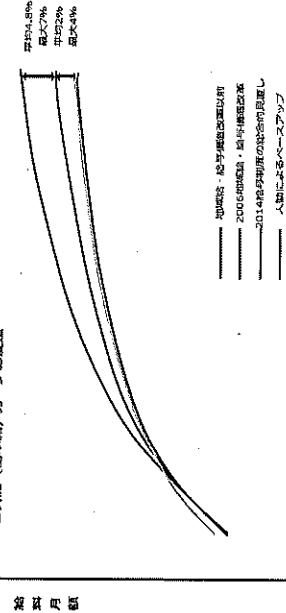
2. 公務員「給料」昇給力一覧の変遷

▼人事院は2005年く地城給・給与標準改革つて、約50年ぶりとなる大幅な賃金制度の見直しを報告（「地方の民間給与は都会に比べて低い」として、一番低かった北海道・東北の水準に）

▼全国平均での官民比駆は毎年均衡を保てており、基本給△4.8%の給与原資は、地域間隔分の見直しとして、地域手当、広域獎勵手当、本府省業務調整手当を削減（人事費総額変更なし）

▼2006年から比較対象企業規模が100人以上から50人以上に改善（△1.12%相当）  
▼さらには、2014年く給与制度の総合的見直しつを勧告。基本給を全国下位12県平均水準とする

■ 賃給（基本給）カーブの変遷



3. 國家公務員の地域手当支給状況

■ 地域手当の支給状況 2022.4.1現在

〔出所：人事院・令和4年國公負2年支給額調査〕

区分	地城手当 支給区分	支給額					
		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地
人 員 (人)	253,401	67,955	19,522	21,916	6,527	22,487	26,531
構成比 (%)	100.0%	26.8%	7.7%	8.1%	2.6%	9.7%	8.9%
平均手当月額 (円)	40,402	71,922	59,013	54,934	47,301	39,888	28,786

(注) 平均手当額には、支給開始時に支給される地城手当を含む。

【地域手当】

・地城手当の月額 = 「基本給の月額+管轄千当の月額+管轄千当の月額×支給割合」  
・薪俸手当 = 「基本給の割合×支給割合」  
・勤務手当 = 「基本給の月額+勤務手当の月額+勤務手当の月額×支給割合」  
・扶養手当 = 「基本給の月額+扶養手当の月額+扶養手当の月額×支給割合」  
・定期手当 = 「定期手当の月額+定期手当の月額×支給割合」

・扶養手当は、扶養手当の月額+扶養手当の月額×支給割合で計算するもので、通常は扶養手当月額に扶養手当の月額×支給割合を加算するものである。

【支給手当】

・支給手当の月額 = 「支給手当の月額+支給手当の月額×支給割合」  
・薪俸手当 = 「薪俸手当の月額+薪俸手当の月額×支給割合」  
・勤務手当 = 「勤務手当の月額+勤務手当の月額×支給割合」  
・扶養手当 = 「扶養手当の月額+扶養手当の月額×支給割合」  
・定期手当 = 「定期手当の月額+定期手当の月額×支給割合」

〔参考：支給手当の支給割合は、支給手当の月額×支給割合×(10ヶ月の支給手当月額)/「10ヶ月の支給手当月額」〕

〔支給手当の支給割合 = 「支給手当の月額/支給手当の月額+扶養手当の月額+勤務手当の月額+定期手当の月額」〕

## V 2022 秋闇で追求する賃金改悪の方法

### 1. はじめに～県本部の賃金競争の考え方

（ラスバイレス比較）は意味をなさない。ラス比較における“指數 100 は最低水準”を求めるとともに、平均給与額での比較を電視し、自治体間格差の是正・解消と水準回復を追求します。  
具体的には、人勤制度が、労働基本権制約の代償措置機能であることから、官（公）民比較に基づき、勧告された較差は、毎年、完全に解消させるとともに、現給保険が妥協的に解消されることから、運用改善等の改革に伴う、給与抑制額をや、国が運用している特別昇給財源（年 60 号俸・日 15%）などを活用し、運用等の改革につなげる取り組みを強化します。

なお、地域手当支給地である高松・坂出については、最も低いでも官民格差の完全解消とラス 100 以下に回復させることを、官（公）民比較に基づく目標を立てて競争的な賃金改悪闘争に取り組みます。

### 2. 2022 賃金改定期闘争でラス 100 をめざすための獲得課題（詳細）

- ▼ 1. の考え方に基づき、官（公）民比較を確実に解消させることを柱として、給料表改定・一時金の 0.10 月引上げは当然のこととして、次の番号順に当局を追及
- ② 一時金引き上げ一部について、上位評価者への配分を理由にした削減を行わないこと
- ③ 地域手当を少なくとも県内一律支給とした県職員水準以上、支給すること
- ※以上とは、ラスを県に合わせて見た場合の較差
- ※高松・坂出は、国勧告が地域水準も可で強要に較差を解消させる
- ③ 水準調整方式（年間調整方式も可）で強要に較差を解消する
- ※地域手当を含む較差解消、また現給保険額に調整率を乗じさせること
- ③ 初任給改悪に伴う全ての在職者調整、あるいは運用改悪（在級年数短縮、特昇、少なくとも県に準じた号俸増設）で、ラス 100 をめざす

### ○ 定年年齢引上げとリンクさせ退職手当削減分を回復するための取組み

2018 年に示された人事院による「定年を引上げるための意見の申出」によれば、60 歳超職員の給与について、俸給月額については 60 歳前の 70% の額とし、俸給月額水準と関係する諸手当等は 7 割を基本に設定すること。扶養手当等の手当額は同額とすることとされた。  
しかし、多くの自治体における再任用者賃金の実態は、多くが 3 級以下の格付けで、なおかつ短時間勤務の職員が多くを占める。賃金水準としては、現役時代の 7 割どころか、6 ~ 5 割程度となるケースも珍しくない。

定年延長が正式に決定されれば、しばらくの間、現行の再任用制度と並行して適用がされる。つまり、且歎年が 1 年遅うだけで 60 歳時の 5 割水準と 7 割水準の職員が合理的に併存することになる。

こうした矛盾は職場の人間関係の悪化や、専任用職員のモチベーション低下につつながることは容易に想像できる。定年延長を前に再任用者の賃金アップは必須の課題となっている。

60 歳前の 70% の額というることは、行（1）5-93 号 393 千円なら 275 千円。再任用者なら 4 級 2746 百円が相当水準となる。この金額を最低ラインとして要求していかなければならない

3. ラス 100 をめざす方法（初任給改悪に伴う在職者調整、運用改悪・特昇、号俸増設）

④ 現給保険を廃止した場合、何らかの対応がなければラスは 0.2 ポイント程度相対的に下がる

### ● 在調・運用改悪

#### ▼ ラス逆数を用いた実績把握と獲得目標の設定

例）ラスバイレス指數 98.9 で、30 歳の平均（モデル）給料月額が 248,100 円（3-13）の

自治体

①  $100 \div 98.9 = 1.011$  ([ラス逆数])

② 現行の平均給料月額に 1.011 を乗じた金額を目標とする

③ 30 歳の総額 248,100 円  $\times 1.011 = 250,829$  円（目標賃金）

④ 達成するためにには、30 歳で 3-15 (250,900 円) に到達する必要があることから、運用改善として 2 号上位をめざす

\* 各単組におけるモデル賃金表の作成、当局側にラス学年別・経験年数別一覽表を要求し、年代間格差の離差・分析も重要

\* 2022 年 4 月 1 日付けの最新ラスについては、4/1 の行（ー）対象職員の学年別・経験年数別の平均給料額が分かれれば、試算可能 ■ エクセル xls 送付済み

\* なお、特昇については、運用改悪とセットにしなければ、新規採用者等に影響が出ることに留意（在級年数の短縮や昇格時対応号俸表の改善など）

■ 国家公務員は旧特昇財源（15% 特昇）を評価制度 S（8 号：5%）、A（6 号：20%）で活用

### ● 旧特昇財源 15% と現在の特別昇給原資の考え方

※上位昇給上限割合（現 8 号昇給 5%、6 号昇給 20%）について

（例）職員数 100 人の場合（特別昇給・上位昇給の比較）

### 【旧・特別昇給】（勤務評定）

職員数 100 人 × 定員枠 15% × 反映号数 15 人 × 4 号俸 = 60 号俸

\* 昇給与構造改革前のために、現在の 4 号俸分が 1 号俸分とされていたが、計算をわかりやすくするために、1 号俸を 4 号俸として計算

### 【現・査定（上位）昇給】（人事評価）

（良 上位）職員数 100 人 × 定員枠 15% × 反映号数 20 人 × 2 号俸 = 40 号俸

\* 最上位を 8 号俸（+4 号俸）昇給、上位者を 6 号俸（+2 号俸）昇給として計算

### ● 号俸増設（延長、継ぎ足し）

■ 最高号給在職者率の算出による号給増設の獲得目標の設定

「給与制度の統合的見直し」に合致させ、人事院は勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から、（一）表の 5 級及び 6 級について、8 号俸の増設を行った

総務省も「給与制度の統合的見直しに関する意見書（答集）」の中で、「地方公共団体において、給與の構造（級数）や各級に在職する職員の年齢構成は国と異なることから、給料表の引下げに伴って、40 歳台や 50 歳台前半層の職員の昇給へ配慮する場合に、号給の増設が必要となる級が国と異

なつくることはあり得るものと考えられます」としている

また、香川県人事委員会も 2018 年の勧告で、職員の在職実態等を踏まえ、行一、医三等の給料表

について、5 級に 8 号俸を増設することを決定した。

これらのことから、最高号給在職者の実態を把握し、国の増設に際しての在職制合を根拠とした号給増設を求めることがある

なお、号給の増設は 8 号給でも最大 3,200 円でしかないことを念頭に、55 歳手給抑制を踏まえた、

定年まで在職者が昇給できるだけの号給増量を要求すること

●経験を有する職員の格付け改善（2022.10 増強）

- 人事院は、民間企業等からの採用時の給与決定及び職員の昇格の柔軟な運用について、現行制度上可能な限り使いを明確するために、9月12日付で通知を発出
- 通知のポイントは以下の通り
  - 民間企業等から職員を採用するにあたって、採用される方の事務性や業績等を適切に評価し、民間企業等における経験を十分に考慮して給与を決定することが必要
  - 採用後の職員の処遇については、昇格に必要な在職期間の短縮を含め、職員の能力・実績に応じて柔軟に給与を決定することも可能
  - 現行制度の下で可能となっている以下のようないいきを改めて整理
    - ・ 民間企業等での在職期間を国家公務員として勤務した期間と同等に評価して給与決定することが可能であること
    - ※ 「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務」について、各府省固有の所掌分野に限らず、各府省共通の職務に役立つ汎用的なスキル（説明能力、調査能力、企画能力等）を活用して職務に從事していた期間であっても、100分の100の換算率で換算することが可能
    - ・ 給与決定の際に前職の給与等を考慮することが可能であること
    - ・ 上位の職務の後に昇格するために必要な在職期間は職員の勤務成績等を踏まえて短縮可能であること

参考：初任給の経験年数調整の経緯（「令和3年度版 国家公務員給与のひき」P.433より）

初任給の経験年数調整の経緯(規則9-8 第15条)は、次表のとおりである。

適用年月日	改正事項
昭45. 5. 1 前	・基準号俸の号数を、経験年数18月につき1号俸調整 ・初号制限（1号俸上位の職務の等級の初号俸の額を越える場合はできない。）
昭45. 5. 1	・基準号俸の号数を、経験年数5年まで15月につき1号俸、5年を超える経験年数は18月につき1号俸調整（5年までの経験年数には必要経験年数との調整がある。以下同じ。） ・初号制限（同旨）
平6. 4. 1	・基準号俸の号数を、経験年数5年まで12月につき1号俸調整、5年を超える経験年数は18月につき1号俸調整 ・初号制限（同旨。ただし、初任給の号俸が初任給基準表に定めのある者は、同表の号俸の5号俸上位の号俸まで調整可能）
平18. 4. 1	・基準号俸の号数を、経験年数5年まで12月につき4号俸調整 ・経験年数は18月につき4号俸調整 ・職務に直接役立つと認められる職務に從事した期間の経験年数は、12月につき4号俸調整 ・初号制限の废止

※下線は県本部による

人事院規則9-8 別表第4 経験年数換算表（第15条の2関係）

経験	換算率
国家公務員、地方公務員又は旧公井企事業体、政府関係機関若しくは外国籍政府の職員としての在職期間	100／100
職員として同種の職務に從事した期間	100／100以下
職員の職務とその種類が類似する職務に從事した期間	100／100以下
その他の場合	80／100以下（館内の他の職員との均衡を考慮する場合は、100／100以下）
職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に從事した期間	100／100以下
その他の期間	80／100以下
学校又は学校に在する教育機関における在学期間（正規の修学年数内のみに限る。）	100／100以下
教養、医療に明るくする職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に從事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100／100以下
技能、労務等の職務に從事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	50／100以下（館内の他の職員との均衡を考慮する場合は、50／100以下）
その他の期間	25／100以下（館内の他の職員及び教育機関給表の適用を受ける職員に適用する場合は、50／100以下）
1 総務課の左欄の「その他の期間」の区分による場合、その職務が運営としての職務に從事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの。以下この区分による期間のうち、支給、労務等の職務についての経験が運営としての職務に直接役立つと認められる場合は、100／100以下とする。2 総務課の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分を用いる期間のうち、運営としての職務に直接役立つと認められるものに該当するものには、運営区分に対する基準年数の平成22年以降の年数が適用される。	25／100以下（館内の他の職員及び教育機関給表の適用を受ける職員に適用する場合は、50／100以下）

（経験年数を有する者の号俸）

第15条 新たに職員となつた次の号俸に掲げる者うち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第12条第1項の規定による号俸（前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。）の号俸に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号又は第4号に掲げる者で人事院の定める職務の級に決定されたものにあっては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに從事した期間の長が相当と認める年数を除く。）の月数にあっては、18月）で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第7の4イに定める行政職俸給表の（一）等職員昇給号俸数を乗じて得た数を加えて得た数とする

号俸（人事院の定める者にあっては、当該官俸の数に3を越えない範囲内で人事院の定める数を加えて得た数を号数とする号俸）とすることができます。

令和4年9月12日付け 給2-148・給3-149 人事院事務総局給与局長  
「民間企業等からの採用時の給与決定及び職員の昇格の柔軟な運用について（通知）」抜粋

#### 【1】民間企業等からの採用時の給与決定

1 民間における企業体、団体等の職員としての在職期間について  
経験年数換算表（人事院規則9—8（初仕合、昇格、昇給等の基準）以下「規則」という。別表第4）の「民間における企業体、団体等の職員としての在職期間」欄のうち、「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間」欄を適用する場合は、100分の100以下の換算率で換算することとされています。この場合において、「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務」については、各府省固有の所掌分野において必要とされる専門的知識や経験を活用する職務である必須ではなく、各府省に共通する職務に役立つ汎用的な能力（説明能力、調整能力、企画能力等）を活用して職務に従事していた期間であっても、100分の100の換算率で換算することができます。【別添「参考資料1」問1参照】

#### 参考資料1 民間企業等からの採用時の給与決定及び職員の昇格の柔軟な運用に係る照会事例等について（抜粋）

##### 1. 民間企業等からの採用時の給与決定

問1 経験年数換算表において、民間における企業体、団体等の職員としての在職期間について「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間」は100分の100以下の換算率で換算できる旨定めている。前職において従事していた職務の内容が採用時に就く予定の職務の内容とは異なっていても、100分の100の換算率で換算することができる。

答 可能である。また、「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務」については、各府省固有の所掌分野において必要とされる専門的知識や経験を活用するものである必要はなく、各府省に共通する職務に役立つ汎用的な能力（説明能力、調整能力、企画能力等）を活用して職務に従事していた場合も含まれる。

問2 民間企業アルバイトをしていった期間について、経験年数換算表の「民間における企業体、団体等の職員としての在職期間」欄を適用できるか。

答 アルバイトをしていった期間の職務内容及び就業実績が常勤職員と同等と認められると可能であり、職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事していた場合には、100分の換算率で換算することができる。

#### 問3 自営業・フリーランス等の期間についても、100分の100の換算率で換算することができ

るか。

答 自営業・フリーランス等の職務に従事していた期間についても、ITスキルを必要とする職務等、特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務を行っていたと認められる場合には、「そ

他の期間」欄の「教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験が必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの」の区分を適用して、100分の100の換算率で換算することができる。

#### VI その他重点課題を取り組みの視点

##### 1. 週休日の振替を適正化しよう

- (1) 週休日の振替を適正化化
  - ア 週休日に勤務が命じられた場合には、事前に週休日の振替手続きが行われているか職場点検を行い、実際に指定された振替休日を取得できているかを確認し、振替ができるない場合には運用の適正化を求める
  - イ 事前に週休日の振替をしても、業務の都合で振替休体が取得できなかつた場合は、休日勤務に対する手当支給を求める。また、事前の振替手続きが取られず週休日に勤務が命じられた場合には、代休の取得と休日勤務との支給の徹底を求める。なお、振替ができない職場の場合には、必要な人員確保もあわせて求めよう。
- (2) 公務職場の週休日の振替
  - ア 勤務法の休日の振替と同様、公務職場においても、業務の円滑な運営と職員の休息権の保障との調整をはかることを目的として、週休日の振替が認められている。週休日の振替とは、あらかじめ「勤務を要しない日」と定められた日を「振替休日」とし、代わりに他の勤務を要する日を週休日に指揮することをいう。この場合、振替手続きは事前に行われなければならない。
  - イ また、週休日の振替によりとくに勤務を命ずることはできない。週休日の振替により、新たに勤務を要しない日」を特定して行わなければならぬ。
  - II. 民間における職務に必要とされる専門的知識や経験を活用する職務である場合においては、当初の割り振りによる週休日であることが必要であり、再度の振替を行うことはできない。週休日の振替により、新たな勤務を要することとなつた日にしても、再度の振替は認められない。
- (3) 週休日の振替を行う期間
  - ア 勤務法の「休日の振替」の範囲は、週1回の休日または4週4日の休日が確保されていることが要件とされ、できるだけ出勤することとなつた休日に「振替休日」を指定するのが望ましいこととされており、具体的な振替日についての規定はない。一方、地方公務員が週休日の振替をする場合には、国家公務員の勤務時間法の規定との乖離の観点から、以下の要件が求められている。
    - ① 勤務を命ずる必要のある週休日を起算点とする前4週間・後8週間以内の日
    - ② 振り替えた後の週休日が毎4週間にき4日以上になるようにし、かつ勤務日等（勤務が割り振られた日）が引き続き24日を超えないこと。
    - ③ 4時間の割り振り更を行なう場合には、勤務日の始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行うこと。
  - イ 時間外勤務手当等の支給
    - ア 振替と手当の関係について、以下の取り扱いが考えられる。
    - イ 新たな週休日を変更前の週休日と同一週に振り替える場合には、週休日に勤務が命じられた時まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行うこと。

同一週内における振替						
振替後の勤務時間も、週 38 時間 45 分を超えていないため、週休日の勤務に対する時間外勤務手当を支給する必要はない。						
※ なお、労基法上は週 40 時間にに対して割増賃金を支給される。一方、地方公務員の場合は、あらかじめ割り振られた勤務時間（午前定労働時間週 38.75 時間）を超えた時間に対して、割増賃金が支給される。						
同一週を超えて週休日の振替を行った結果、1 週間の正規の勤務時間が法定労働時間を超えた場合は、労基法第 37 条の規定により、時間外勤務手当を支給する必要がある。						

同一週を超える振替						
振替後の勤務時間は、週 38 時間 45 分を超えているため、時間外勤務手当（25%）の支給が必要となる						
日曜日の勤務の振替により、前週の金曜日を週休日とする						
同一週に週休日の振替を行っても、業務の都合で振替休日が取得できなかつた場合、週休日の勤務に対する時間外勤務手当を支給しなければならない。						
給与日額の25%を時間外勤務手当として支給 25/100 × 7.75h						
46h30m						

同一週内における振替（週内に祝日がある場合）						
新たな週休日を変更前の週休日と同一週に振り替える場合に、その週に祝日があるときは、第 1 週の週労働時間は 31 時間、第 2 週は 38 時間 45 分になり、時間外勤務手当の支給には発生しない。						
土曜日の勤務の振替により、金曜日が週休日となる						
出勤						
38h45m						
同一週を超える振替（週内に祝日がある場合）						
法律上は、同一週を超えて週休日の振替を行った場合も、第 1 週の週労働時間は 38 時間 45 分、第 2 週は 31 時間となり、時間外勤務手当の支払いは発生しないこととなる。しかし、自治労としては、同一週を超える振替の場合は、祝日等の有無にかかわらず、25% の割り増した時間外勤務手当の支給を求める。						
土曜日の勤務の振替により、翌週火曜日が週休日となる						
出勤						
38h45m						

**[振替手続をしたが、振替休日が取扱できなかつた場合]**

事前の振替手続が行われても振替休日が取得できない場合には、時間外勤務手当(135%)の支給が必要となる。

土曜日の勤務を休暇日に張り替えたが、実際は勤務

週休日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
週休日	7h45m													

出勤  
時間外勤務手当 (135%) として支給

135/100 × 7.75h

事前に振替手続をとることなく週休日に勤務させた場合には、任員権者は週休日の勤務に対する時間外勤務手当 (135%) を支給しなければならない。また、事後に振替休を取得させてても、週休日の勤務は週休日に勤務したものと扱われ、割増賃金の手当 (35%) の支払いが必要だ。

**[振替手続なしに、週休日に勤務させた場合]**

事前の振替が行われず、週休日の日曜日に勤務させた場合で、翌週月曜日に振替休を取得すれば、日曜日の勤務に対し 35%、振替休を取得しなければ 135%の時間外勤務手当の支給が必要となる。  
事後の振替休についても、出勤することとなつた週休日に近い日に取得することが求められるが、4週間あるいは少なくとも振替の期限となる 8 週間以内で取得できない場合、時間外勤務手当の支払いを求める。

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
7h45m														

出勤  
時間外勤務手当 (135%) として支給  
(事後に代休を取得しない場合) 135/100 × 7.75h  
(事後に代休を取得した場合) 35/100 × 7.75h

前週日曜日の勤務の代休日

31h

また、週休日に勤務を命じる時間が一定の時間数に達しない場合には、振替休は発生しないが、週休日の勤務に対する時間外勤務手当 (135%) が支給されなければならない。

休日代休と手当の関係について、以下の取り扱いが考えられる。

#### 【代休日の指定】

祝日である木曜日に出勤し、金曜日に休日代休を取得した場合、木曜日の出勤に対する手当の支給はない。

日	月	火	水	木	金	土	日

休日代休日

出勤

(7h45m以内の場合、時間外手当なし)

#### 【週休日と休日が重なった場合】

◆ 週休日のみ振り替え

月曜日を週休日の振り替日とするとき、土曜日は祝日（休日）となるので、休日勤務手当 135% の支給が必要となる。

週休日のみ振替

水	木	金	土	日	月	火

週休日の振替日

出勤

(休日勤務手当135%を支給)

#### ◆ 祝日（休日）の代休日の指定

月曜日を休日代休日に指定すると、土曜日の勤務は祝日（休日）とならず、週休日の勤務に対する時間外勤務手当 135% の支給が必要となる。

代休を指定

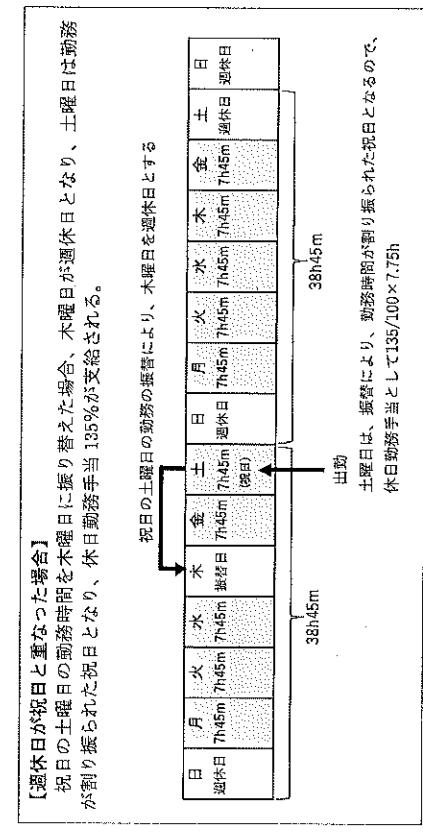
水	木	金	土	日	月	火
			(祝日)			

休日代休日

出勤  
(時間外手当135%を支給)

#### 【参考】

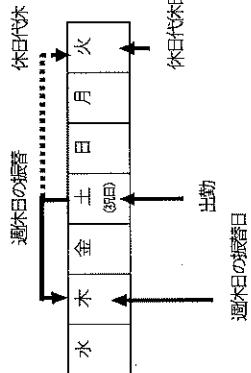
土曜日と祝日が重なった場合は、以下のような法律の解釈も考えられる。この参考の取り扱いについては、単組の交渉状況にあわせて、2022 雇定闘争の取り組みで掲げる違法状態の是正を達成できている場合には、さらなる取り組みとして獲得していくこころの支給はない。



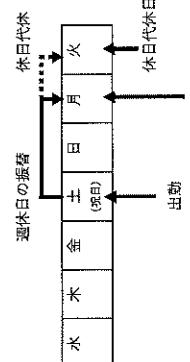
土曜日と祝日が重なった場合には、振替を行っても、当該土曜日に勤務した職員には、上記の通り、厳密にいえば、休日勤務手当が支給されることとなる（日曜日と祝日が重なった場合は、振替休日が定められるため上記の状況とはならない）。

参考: 案内三回目(例: おきる)の「おきる」の読み方		例文	
単語名	対象	読み方	意味
是職	男女	年10日	読み時間 不要
高松	男女	年12日	明細
丸亀	男女	年12日	明細
坂出	男女	年10日	明細
香通寺	男女	年10日	明細
観音寺	男女	年10日	明細
さぬき	男女	年12日	不要
東かがわ	男女	年10日	明細
三豊	男女	年12日	明細
土庄	男女	年12日	明細
小豆島	男女	年10日	明細
三木	男女	年10日	明細
恒磨	男女	年12日	明細
宇多津	男女	年6日	不要
綾川	男女	年10日	明細
琴平	男女	年6日	明細
多度津	男女	年12日	明細
まんのう	男女	年12日	明細

【週休日を振替、祝日（休日）の代休を併せて指定する場合】  
祝日の土曜日に出勤し、週休日の振替により木曜日を休みとする場合、土曜日の出勤に対する時間外勤務手当の支給はありません。翌週の火曜日は休日代休日で休みとなる。



祝日の土曜日に出勤し、週休日の振替により翌月曜日を休みとする場合、土曜日の勤務は勤務賃が割り振られた日となり、週の勤務が 38 時間 45 分を超えることになると、時間外勤務手当 25% が支給される。翌週の火曜日は休日代休日で休みとなる。



1. 年休5日取得は当局の必達目標

年次有給休暇付与義務の改正おより法改正を受けて改正された人事院通  
知(2018年12月7日／職員-252)を最低基準として、5日間以上（時間単位取得を踏み上げた  
ものは含まないことに注意が必要！）の年次有給休暇の取得について適切に対応することや、年  
休の取得幅広に向けた措置を講じさせることも必要

すべての自治体で不妊治療休暇を12日に  
女性部が特に強く要求してきた短期・有給での不妊治療休暇は、県本部統一闘争として高松、丸  
亀、さぬき、三豊、土庄、直島、多度津、まんのうが獲得した12日間の短期不妊治療休暇制度の  
実現をめざす。またさぬき市職連合が先行獲得した1年間の長期不妊治療休暇制度の導入もめざし  
ていく。

※手術を伴う場合には、  
1回あたり半日～1日程度の通院：[2日]  
※日本版の必要期間：12日は上記中の10日と2日です  
※手術を伴う場合には、  
1日必要

- 不妊や不妊治療に関するることは、その性質のプライバシーに属することです。従業員自身から相談や解説がされた場合でも、本人の意思に反して部署全般に知れ渡ってしまうことなどが起こらないよう、プライバシーの保護に配慮する必要があります。
- また、職場での従業員の意に反する性的な言動（性的な言動関係を尋ねる、性的な冗談やからかい等）は、セクシャルハラスメントになる可能性がありますので注意が必要です。

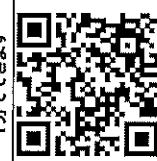
## 5. 育児時間（特別休暇）を就学前までに拡充しよう

県本部統一闘争によって、すべての自治体単組で横3歳まで拡充している特別休暇の育儿時間（園公は満1歳到達時まで）については、3歳到達をもつて保育所等への送迎のしやすさが劇的に改善することなどはありません。自治体が率先して実現が女性部での討論から明らかになります。児童年齢の拡充を求める声が強まっている。自治体当局としても、国策として進められていける子育てと仕事の両立支援の面からも、積極的にこうした声に向き合う必要があるはずだ。今秋闘期からの県本部統一闘争で、就学前（年度末）までの取得可能な期間拡充を獲得していくことう。

#### 6・職場実態からしっかりと人員要求を

地方公務員の人員は、1994年をピークに22年連続、約54万人削減（削減後 274万7千人余）したものとの一般行政部門は、2015年から増加に転じ、定員削減は限界といふのが全国的な情勢となっています。総務省も具体的な削減目標を掲げた取り組みを始めています。

#### 人員要求アンケート 1分でできます



#### 7・不払い残業を生み出す原因となる業後一斉休憩を廃止させよう

一斉休憩が健康確保ではなく手当支給抑制の手段に使われるのでは本来監視制。不払い残業の温床となる業務終了後の一斉休憩について、今年こそ全単組で廃止を勝ち取ろう。

#### 県内自治体の一斉休憩に関する取扱い状況（単組聞き取りにによる）

香川県	高松市	丸亀市	坂出市	普通市	さぬき市	東かがわ市	三豊市
廃止済	実施なし	実施なし	原則なし	原則なし	原則なし	原則なし	原則なし
土庄町	小豆島町	直島町	宇多津町	琴平町	琴平町	琴平町	まんのう町
実施なし	実施なし	実施なし	20.4廃止	15分	45分	20.4廃止	21.4廃止

#### VII 自治労組員だからこそ！自治労共添加入で支出を抑えよう

全国 75 万人が加入する自治労だからこそ実現する「じちらづめ資」の優位性。生涯でマイホーム購入に続く、第 2 位の支出項目である各種保険の見直しで、可処分所得を増やそうまずは、自動車保険（上乗せ）の契約満了を機に、「マイカー一括払い」見直で確認を！！

地方公務員でもカード取得は任意です！

マイカードで貯金

え？

地方公務員でもカード取得は任意です！

マイカードで貯金

◎ 全日本自治労組連合会香川県本部

月	中央本部	県本部・評議会・草組
8	25 公務労協人事院報告説明会 29 人事委員会対策会議 30~31 自治労第96回定期大会	22 都市評議会単組代表者会議
9	13 労働条件担当者会議①	01 四国人事委員会協議会交渉（高松市） 05 第1回県本部中央執行委員会 16 人事委員会二者懇談会 17 現業評議会懇談会 21 現業統一要求書提出日 22 県本部第77回大会事前会議（高松市） 町村評議会代表者会議⑥ 23 県本部第77回定期大会（高松市） 29. 都市評議会単組代表者会議① 香川県市長会交渉
10	26 本部現業要素是出ゾーン～10/06 29 県本部代表者会議 07 本部現業指定基準日 07～13 本部現業強化ゾーン 13 現業企統一闘争ヤマ場 公務員部長交渉	05 現業統一要求書回答指定日 05～13 現業交渉ゾーン 12 第1回県本部中央執行委員会 14 県人事委員会報告日 県本部統一要書提出（集会重視） 現業統一闘争行動日 17~20 秋闘講師団学習会 17~31 各単組会員学習会 19 県職連合要求書提出日 22 県本部宣言ミナー 24 扩大闘争委員会（毎2回中旬）・自治飯・奥深く交渉 町村評議会単組代表者会議⑦ ○ 各評議会役員会 ※ 28 汗一要求書回答指定日
11	21 臨時労働条件担当者会議 25 現業全国統一闘争基準日 28 町村評議会開催・強調交流集会 31 県本部代表者会議①	01 都市評議会交渉第1波 02 町村評議会交渉第1波 03 都市評議会単組代表者会議③ 08 都市評議会交渉第2波・県職課長交渉 09 連合香川定期大会 10 町村評議会交渉第2波 11 県本部統一行動日（時間内・外集会配置） 16 県職課長交渉 18 県本部統一行動日②（時間内・外集会配置） 19 町村評議会単組代表者会議・懇会 29 第3回県本部中央執行委員会 ○ 各評議会総括会議 10~11 四国連連年女性春闘討論集会（高知市） 17 第165回中央委員会（秋闘中間総括）
12	25 青年女性中央春闘討議集会 28 本部2023春闘中央春闘討議集会 08~09 本部2023春闘中央春闘討議集会	01 都市評議会交渉第1波 02 町村評議会交渉第1波 03 都市評議会単組代表者会議③ 08 都市評議会交渉第2波・県職課長交渉 09 連合香川定期大会 10 町村評議会交渉第2波 11 県本部統一行動日（時間内・外集会配置） 16 県職課長交渉 18 県本部統一行動日②（時間内・外集会配置） 19 町村評議会単組代表者会議・懇会 29 第3回県本部中央執行委員会 ○ 各評議会総括会議 10~11 四国連連年女性春闘討論集会（高知市） 17 第165回中央委員会（秋闘中間総括）



# ○○市(町)職労 ニュース

&lt;発行&gt;

○○市(郡) ○○町○○○

○○市(町) 職員労働組合

TEL (0870)○○-○○○○

## 2022人勧と県勧告の比較

	人事院勧告 (8.8)	香川県人事委員会勧告 (10.13)
官(公)民較差	921円 (0.23%)	814円 (0.23%)
較差解消の方法	債給表引上げ (平均改定率 0.3%) ※高卒初任給 4,000円引上げ ※大卒初任給 3,000円引上げ ※30代前半までの層で所要の引上げ 【1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし】	債給表引上げ (平均改定率 0.21%) 人事院勧告における債給表に準じて引上げ改定 改定額は 737円 - 未解消較差額 77円 地域手当未支給では 101円
一時金	4.40月 (+0.10月) ※勤勉手当に配分 0.02月を上位の成績区分原資に充当	4.40月 (+0.10月) ※勤勉手当に配分
その他	○ 博士課程修了者等の初任給基準を引上げ。 ○ 在宅勤務手当導入の結論は来年に先送り ○ フレックスタイム制の柔軟化 ○ 総合職採用試験の前倒し ○ 若年層給与水準や 60歳前・60歳超の給与カーブ見直しを含めた「給与制度のアップデート」について R5 骨格、R6 制度案示す	○ 55歳を超える職員の昇給を良好では昇給なし、特に良好で 1 号、極めて良好で 2 号とする ○ 定年引上げ期間中も一定の新規採用職員を継続的に確保 ○ 任命権者において年休 5 日取得の確実な達成するよう指導・助言

2022秋闘・自治体賃金確定期闘争スタート

## 55歳昇給停止必ず阻止しよう

8月8日の人事院勧告に続き、香川県人事委員会は10月13日、本年4月の公民較差（814円／0.23%）に基づき、月例給について初任給を中心とする若年層のみに対し引上げとともに、一時金を0・1月引き上げ、年間4・4月とする勧告を行った。懸案だった55歳昇給停止措置については、組合側の再三の要求にもかかわらず導入を勧告した。科学的な公民較差是正をすべき役割を放擲し、総務省の不当な圧力に屈した形だ。

### モチベーション低下必至で導入は百害あって一利なし

10年間ずっと昇給ゼロになる？

3年ぶりに月例給、一時金ともに人事院勧告に準じた引き上げとなつたが、国に準じたがために給料表改訂だけでは 77 円の公民較差が残余する。地域手当費支給団体では 101 円が未解消となるため、代替措置が必要だ。

総務省が導入を強く求めている 55 歳昇給停止についてもついに国の圧力に屈した形だ。しかし総務

また、県内のほとんどの市町がラス 100（実質手的には 93 度）に達していない状況で廃止を導入すれば、代替措置を獲得しない限り、さらなる賃金水準低下を招く。

また、定年延長者にとっては 55 歳以降一円も月例給が上がらないことが確定的となり、モチベーションの観点からも問題だ。55 歳昇給停止は百害あって一利なし！県本部統一闘争に結集し、導入を絶対に阻止しよう！

## 2022秋闘（自治体賃金確定闘争） 主な闘争日程

10月	05 現業統一要求書回答指定日	11月	01 都市評統一交渉第1波
	05~13 現業交渉ゾーン		02 町村評統一交渉第1波
	12 第1回県本部中央執行委員会		04 都市評議会単組代表者会議③
	13 県人事委員会勧告日		08 都市評統一交渉第2波
	14 県本部統一要求書提出（集会配置） 現業統一闘争行動日		09 連合香川定期大会
	17・20 秋闘講師団学習会		10 町村評統一交渉第2波
	17~31 各単組全員学習会		11 県本部統一行動日（時間内・外集会配置）
	22 県本部教宣セミナー		19 町村評議会単組代表者会議・総会
	24 拡大闘争委員会（第2回中執） ・自治振興課長交渉 町村評議会単組代表者会議⑦		29 第3回県本部中央執行委員会
	○ 各評議会役員会 ※		○ 各評議会総括会議
	28 統一要求書回答指定日		10~11 四国地連青年女性春闘討論集会 (高知市)
			17 第165回中央委員会（秋闘中間総括）

## 22秋闘 自治労統一闘争指標

## 週休日の振替の運用適正化をはかろう

## ★週休日の振替とは

地方公務員においては、労基法第35条1項で定める「休日」に該当するものを「週休日（勤務を割り振らない日）」として定めており、通常、勤務時間条例で日曜日と土曜日が週休日にあたる。「振替」とは、あらかじめ「勤務を要しない日」と定められた日を「勤務をする日」とし、代わりに他の勤務をする日を週休日とすることをいう。

なお、事前の振替手続きをとらずに週休日に勤務させた場合には、任命権者は週休日の勤務に対する時間外勤務手当（135%）の支給が必要となるほか、事後に代休を取得させても、週休日の勤務は週休日に勤務したものと扱われ、割増賃金の手当（35%）の支払いが必要となる。

## ★振替と時間外勤務手当

## 【同一週内における振替】

振替後の勤務時間も、週38時間45分を超えていないため、週休日の勤務に対する時間外勤務手当を支給する必要はない。

## 【同一週を超える振替】

週をまたいで振替を行い、1週38時間45分を超えた場合には、時間外勤務手当25%の支給が必要となる。

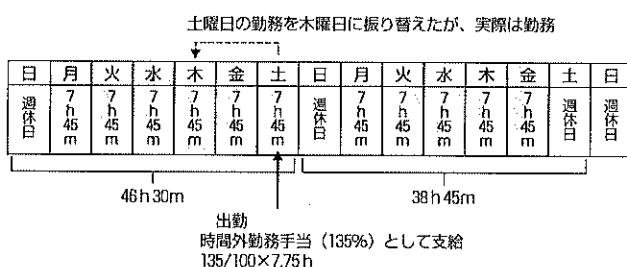
日曜日の勤務の振替により、前週の金曜日を週休日とする														
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
週休日	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	週休日	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	週休日

31h 46h30m 38h45m

給与日額の25%を時間外勤務手当として支給  
 $25/100 \times 7.75h$

## 【振替手続きをしたが、振替休日が取得できなかった場合】

事前の振替手続きが行われても振替休日が取得できない場合には、時間外勤務手当（135%）の支給が必要となる。



## 【振替手続きなしに、週休日に勤務させた場合】

事前の振替を行わず、週休日の日曜日に勤務させた場合で、翌月曜日に代休を取得すれば、日曜日の勤務に対し35%、代休を取得しなければ135%の時間外勤務手当の支給が必要となる。

代休については、出勤することとなった週休日に近い日に取得することが求められる。4週間あるいは少なくとも振替の期限となる8週間以内で取得できない場合は時間外勤務手当の支払いを求める。

人員要求アンケートにご協力を！ 1分でできます

自治体名、不足人員、  
課・室などの単位を入力  
するだけの簡単な調査  
です。全員で参加をお願  
いします。



都市評・町村評（第1波・第2波） 交渉結果報告書 <\_\_月\_\_日(\_\_\_\_) >  
 FAX ; 087-826-1215  
 (単組名 : \_\_\_\_\_ 報告者 : \_\_\_\_\_)

1. 交渉の概要について

	当局側	組合側
出席者 (役職)	人事課 局長、次長（課長） 課長補佐2人、係長2人、主査1人 病院 2人 企業団 2人	市労連 26人 高水労 3人 非常勤労組 6人 競輪従事員組合 1人
人 数	10人	36人
時 間	14時00 ~ 17時40分まで (合計 時間 分)	

2. ストライキ指標

- ①55歳超え職員の「標準」成績で昇給停止の阻止  
阻止
- ②一時金引き上げ分の一部上位評価者への配分による標準評価者分削減の阻止  
提案なし

3. 2022秋闇重点課題

- ①定年延長に係る条件確定及び12月議会上程（チェックリスト項目の確認・書面化）  
済
- ②基本給の勧告通りの引き上げ（会計年度任用職員も4月遡及し差額支給）  
会計年度任用職員：月例級遡及なし 2023年4月1日より適用、一時金引上げなし  
提案は受け入れられないため、2波で組合が納得いく回答するよう申し入れた。  
常勤職員は勧告通りの引上げ
- ③振替休・休日代休制度の適正化  
適正に運用している

4. 重点指標

- ①15%特昇財源の活用 一制度特昇の獲得・充実  
全員特昇での運用
- ②ワークライフバランス改善のための休暇制度等の充実
  - 1) 不妊治療休暇の年12日への拡大又は新設（未到達単組）  
済
  - 2) 育児時間適用年齢の就学前までの拡充  
次回交渉で

③人員確保・超過勤務縮減　—条例定数拡充・途切れのない新規職員採用計画  
初任給改善による人財確保について協議を始める  
適正な労働時間管理のシステム導入についてスケジュールを提示する

④勤務間インターバル制度の導入  
制度導入について引き続き2波で交渉

⑤年休5日未満取得者数の確認・解消にむけた具体的な措置  
2波で確認

⑥中途採用者に係る前歴換算の改善（最低でも国公完全準拠・公務→公務10/10、民間でも10/10）⇒人事院通知も参考に  
10/10とはなっていない、人事院通知を確認し2波で再度議論

⑦労働安全衛生体制・制度の整備  
1) 労働安全衛生委員会の月1回以上の開催  
済

2) あらゆるハラスマント撲滅のための首長トップ宣言  
済

3) 外部講演会等への業務上・義務免等対応  
済

⑧分限条例の特例条項記述改善　—職員の失職防止  
2波で

⑨県職員に準じた特急料金等（概ね25km以上で片道、50km以上で往復）の改善  
2波で

⑩会計年度任用職員に係る処遇改善等　—初任給格付け引き上げ、昇給上限延伸、常勤職員と同等の休暇

#### 4. 独自要求その他の交渉状況

県本部 統一交渉 實施状況【都市評・町村評】

《都市評 第一波 11／1(火)》

《都市評 第二波 11／8(火)》

単組	交渉時間	場所	当局	交渉団	県本部	連絡者
高松	13:30打合せ 14:00～市聯運会交渉 16:00～17:40 市労運交渉	114会議室 2人、係長2人、主査1人、 病院2人、企業団2人	局長、次長(課長)課長補佐 2人、係長2人、主査1人、 病院2人、企業団2人	36人	吉次	[REDACTED]
丸亀	18:00～ 打合せ	4F市長応接室	公室長、課長、補佐	11人	舟越	[REDACTED]
坂出	17:45～20:00	3階中会議室2	課長、補佐2、係長1	5人	田中由	[REDACTED]
善通寺	17:35～19:35	3階大会議室	課長、補佐、係長	9人	小野	[REDACTED]
観音寺	18:00～18:40	501会議室	課長、補佐、係長	15人	—	[REDACTED]
さぬき	17:45～20:00	301・302会議室	秘書広報課長、秘書 広報課担当	19人	—	[REDACTED]
東かがわ	18:00～20:10	3階大会議室	総務課長、GL担当	9人	久保	[REDACTED]
三豈	18:00～打合せ 18:15～19:14交渉	危機管理課 2階201・202	課長、担当2人	10人	大西	[REDACTED]
さざんか荘	別途協議	—	—	—	—	[REDACTED]
県本部責任者:三好						

《町村評 第一波 11／2(水)》

単組	交渉時間	場所	当局	交渉団	県本部	連絡者
直島	二波日程のみ			—	[REDACTED]	[REDACTED]
土庄	二波日程のみ			—	[REDACTED]	[REDACTED]
小豆島	二波日程のみ			—	[REDACTED]	[REDACTED]
三木	二波日程のみ			—	[REDACTED]	[REDACTED]
宇多津	二波日程のみ			—	[REDACTED]	[REDACTED]
綾川	17:30事務折衝	応接室	総務課長、補佐	四役	木	[REDACTED]
多度津	二波日程のみ			—	[REDACTED]	[REDACTED]
琴平	18:00～19:30	応接室	総務課長、主任	7人	—	[REDACTED]
まんのう	17:30～18:30	応接室	副町長、総務課長、補佐等	8人	—	[REDACTED]
県本部責任者:三好						

《町村評 第二波 11／10(木)》

単組	交渉時間	場所	当局	交渉団	県本部	連絡者
直島	13:00～14:00	応接室	副町長、総務課長	—	5人	[REDACTED]
土庄	18:00～19:15	3F防災対策室	3人	—	18人	[REDACTED]
小豆島	17:30～18:30	3F大会議室	3人	—	11人	[REDACTED]
三木	11/25 18:00～20:00	金護室模	副町長以下5	—	10人	[REDACTED]
宇多津	11/22 17:30～20:00	役場3F	総務課長、補佐、係長	3人	—	[REDACTED]
綾川	18:30～19:20	農政C	町長以下7人	—	13人	[REDACTED]
多度津	11/11 17:30～17:50	町長公室	副町長、公室長、補佐	四役	—	[REDACTED]
琴平	一波のみで終結			—		[REDACTED]
まんのう	一波のみで終結			—		[REDACTED]
県本部責任者:三好						





# ○○市(町)職労 ニュース

＜発行＞  
○○市(郡) ○○町○○○  
○○市(町) 職員労働組合  
TEL (0870)○○-○○○○

2022秋闇・自治体単組統一交渉実施

## 55歳昇給停止導入を阻止

都市評、町村評は県本部統一交渉日程を終え、都市評では全単組でスト指標だった55歳昇給停止の導入を阻止した。国公で導入された勤勉手当の一一部原資を用いて上位評価者へ配分する運用も全単組で導入させなかつた。ただ、一部単組を除き、会計年度任用職員の基本給差額支給について、4月遡及の取扱いを確立することができず、今後に課題を残した。

### 統一交渉が威力發揮

県人事委員会が総務省の圧力に屈し導入を勧告した55歳昇給停止については、執行委員会や秋闇学習会で全単組が意思統一し、①ラス引き下げの大きな要因となること、②職員モチベーションの低下に直結すること、③全国の半数以上の自治体で導入していないことなどを論拠

を進めた。結果、都市評のすべての単組で導入阻止を確認できた。町村評は大半が結論を先送りにした。

### 勤勉手当差別拡大も阻止

初任給近辺に手厚く配分された基本給の引上げ改定については、常勤職員の4月遡及は全単組で実施を確認できた。懸案だった会計年度任用職員の4月遡及は丸亀、東かがわ、三木が踏ん張り確約させ

た。非常勤労組とともに市労連交渉となつた高松は、期末手当の引上げ0・1月の点は妥結した。会計年度任用職員の公民較差是正については、今後も引き続き常勤職員と同様の遡及を求めていく。

総務副大臣通知でも「常勤職員の扱いによる」こと

を基本されているにも関わらず遡及を行わない根底には任用形態による差別意識が根強くあるといわざるを得ない。昇給上限や勤勉手当不支給などの不合理な格差の上に、格差を上塗りする当局の態度は容認できない。

べての単組で導入を阻止することができた。

今秋闇交渉で得た成果と課題を総括し、来たる23春闇期の要求づくりに活かしていく。

そして組合交渉だけでは解決できない課題の前進に向け、来春の統一自治体選挙闘争すべての組織内・推薦候補の勝利にむけて、自治労県本部に結集し取り組みをすすめている！

このほか、観音寺では不妊治療休暇、振休適正化など諸課題で一定の前進勝ち取る

た。非常勤労組とともに市労連交渉となつた高松は、については、すべての単組で適正運用の必要性が確認されたが、振替日の事前指定など、運用実態の確認は今後も必要だ。また、今秋闇期から全単組で要求していくこととなつた育児時間対象年齢の就学前までの引上げについては、今後組合員からの声を拾い上げる中で論拠を補強し、粘り強く要求を続けていく必要がある。

今秋闇交渉で得た成果と課題を総括し、来たる23春闇期の要求づくりに活かしていく。

# 前歴換算改善に向け人事院が通知発出

アルバイトや自営業でも $\frac{100}{100}$ 換算が可能

人事院は9月12日、民間企業等からの採用時の給与決定及び職員の昇格の柔軟な運用について、現行制度上可能な取り扱いを明確にするために運用通知を発出した。

通知のポイントは以下

の通り

- 民間企業等から職員を採用するにあたって、採用される方の専門性や業績等を適切に評価し民間企業等における経験を十分に考慮して給与を決定することが必要
- 採用後の職員の待遇については、昇格に必要な在職期間の短縮を含め、職員の能力・実績に応じて柔軟に給与を決定することも可能
- 現行制度の下で可能

通知のポイントは以下のよう  
な給与の取り扱いを改め  
て整理

- ・民間企業等での在職期間を国家公務員として勤務した期間と同等に評価して給与決定することが可能である」と
- ※「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務」について、各府省固有の所掌分野に限らず、各府省共通の職務（説明能力、調整能力、企画能力等）を活用して職務に従事していた期間として100分の100で換算できる

となっている以下のよう  
に従事していた期間であ  
っても、100分の100  
の換算率で換算すること  
が可能

- ・給与決定の際に前職の給与等を考慮することが可能である」と
- ・上位の職務の級に昇格するためには必要な在職期間は職員の勤務成績等を踏まえて短縮可能であること

労使で改善に向け制度運用詳細の協議を開始しよう

通知ではアルバイトや自営業に従事していた期間について、「職務に役立つ汎用的な能力（説明能力、調整能力、企画能力等）を活用して職務に従事していた期間」として100分の100で換算できる

これが念押しされている。自治体では既にUターン枠等で運用されているが、今後はすべての中途採用

者が（在職者への対応も含む）に対しどのようにこの通知を活用していくかについて労使協議が必須だ。組合に結集し、運用の改善につなげ、職場の賃金格差を解消していく！

**人員要求アンケート  
1分でできます！**

自治体名、不足人員、課・室などの単位を入力するだけの簡単な調査です。全員で参加をお願いします。



## 初任給の経験年数調整の経緯

適用年月日	改正事項
昭45.5.1 前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準号俸の号数を、経験年数18月につき1号俸調整</li> <li>・初号制限（1等級上位の職務の等級の初号俸の額を超える号俸とはできない。）</li> </ul>
昭45.5.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準号俸の号数を、経験年数5年まで15月につき1号俸、5年を超える経験年数は18月につき1号俸調整（5年までの経験年数には必要経験年数との調整がある。以下同じ。）</li> <li>・初号制限（同旨）</li> </ul>
平6.4.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準号俸の号数を、経験年数5年まで12月につき1号俸調整、5年を超える経験年数は18月につき1号俸調整</li> <li>・初号制限（同旨）。ただし、初任給の号俸が初任給基準表に定めのある者は、同表の号俸の5号俸上位の号俸まで調整可能</li> </ul>
平18.4.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準号俸の号数を、経験年数5年まで12月につき4号俸の調整、5年を超える経験年数は18月につき4号俸調整</li> <li>・職務に直接役立つと認められる職務に従事した期間の経験年数は、12月につき4号俸調整</li> <li>・初号制限の廃止</li> </ul>

これまで公務員の前歴

換算制度は「官尊民卑」の

制度設計が基本だったが、

2022確定闘爭 要求書提出日（10.14） 早朝時間外集会

## 2022確定闘争 統一行動日(11.11) 早朝時間外集会

単組	時間帯	配置者	進行役	あいさつ	説明者	カッハーロー	参加数	特記
職場オルグ								
11/14(月)朝ビラ 11/17・18職場集会								
8:15~集会	大熊	矢野	大熊、米田、渡辺	矢野	島		20	
8:10~チラシ配布	田中由						5人+田中、120枚	
8:00~チラシ配布	小野						保育所部会4+尾崎+小野 170枚配布	
8:10~集会	三好・大西	池田	紹介:三好康、篠原重	三好	池田執行委員	110	執行委員がチラシ配布	
同日大会で	(大熊)						149	大会で報告
8:15~集会	久保	久保	岸野	久保	岸野	15	8:00~チラシ配布	
7:45~ 朝ビラ配布	今井						関、塩田、書記2、今井、370枚配布	
か荘	職場配布							
	職場配布							
	職場配布							
8:00~8:10		三好	中野	三好	中野	10		
	職場配布							
	職場配布							
	職場配布							
	職場配布							
う	職場配布							

2022年 国会議事録

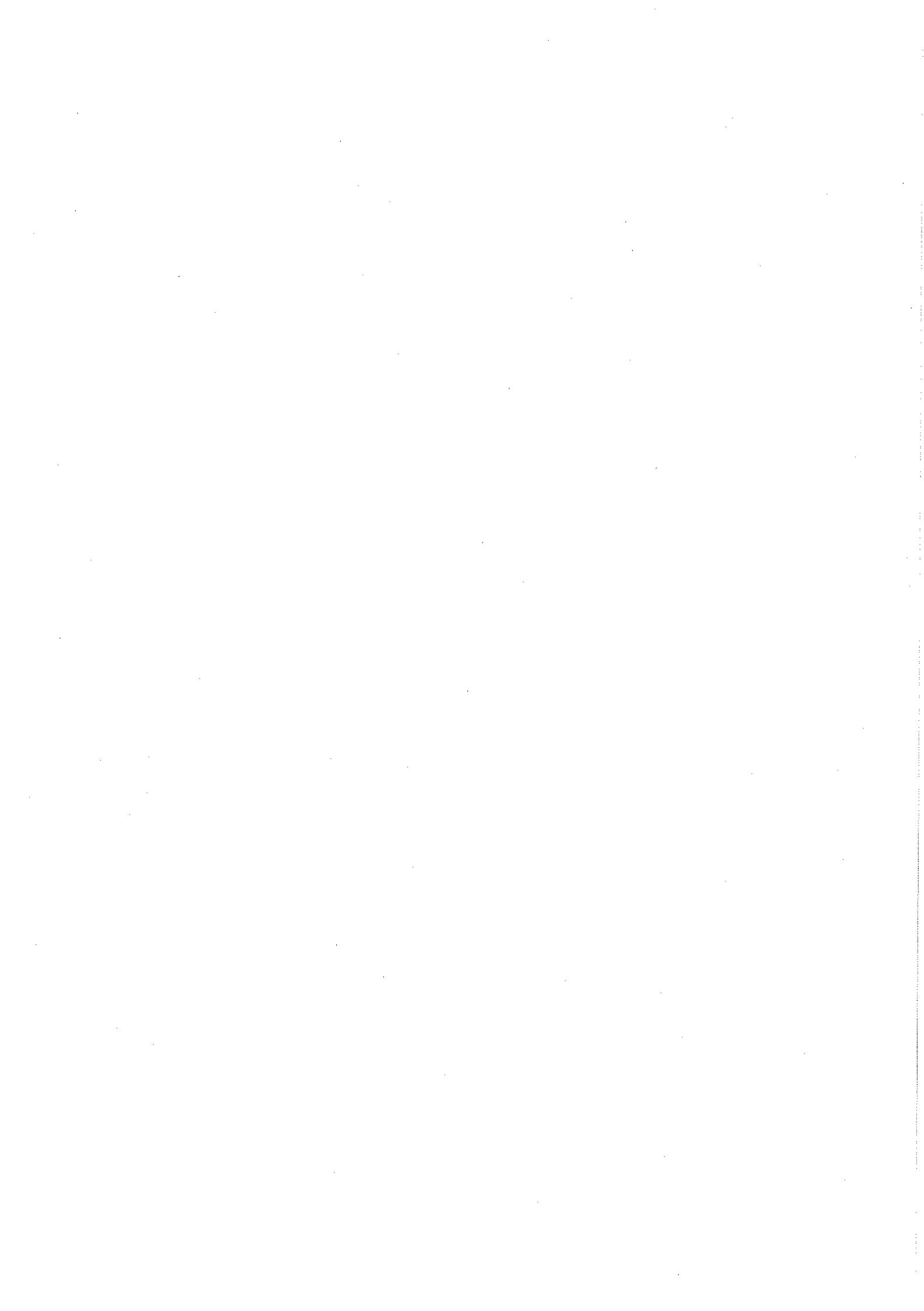
※育休・産休・病休・派遣等の組合員については組合員数から除く(産休・病休者数は正確に把握できなかったため、誤差があります)

高 峰 会 員 会 開 議 場												
本 行 支 部		高 峰 会 員 会 支 部										
分会名		地點	開催日	場所名	開催日	場所名	開催日	場所名	開催日	場所名	開催日	場所名
医 療 講 1	0	産 業 保 健 課	8 4	健 康 課	3	健 康 課	38 6	東 済 土 地 改 良	29 25 11/1	中 國 鄉 村 口 セン ター	1	1 土 地 開 境
地 域 活 力 推 進 課	3 0	企 業 立 地 推 進 課	1 1	要 素 教 育 課	2	要 素 教 育 課	66 10/24	中 國 鄉 村 口 セン ター	1	1 土 地 開 境	5 10/27	
予 防 質 権 課	3 0	經 常 支 援 課	6 5	高 校 教 育 課	4	高 校 教 育 課	5 10/20	中 國 鄉 村 口 セン ター	1	1 土 地 開 境	5 10/25	
自 治 民 衆 課	4 4	勞 動 推 進 課	7 0	勞 動 推 進 課	1	勞 動 推 進 課	5 10/20	中 國 鄉 村 口 セン ター	1	1 土 地 開 境	5 10/27	
水 質 对 策 課	8 3	文 化 活 動 室	22 10	145.5%	生 涯 學 習 ・ 文 化 課	3	生 涯 學 習 ・ 文 化 課	28 25 10/27	中 國 鄉 村 口 セン ター	1	1 土 地 開 境	64 10/28
シ ナ ル 懇 慎 室	14 7	國 光 振 興 課	6 6	保 健 体 育 課	7	保 健 体 育 課	3 10/20	中 國 鄉 村 口 セン ター	1	1 土 地 開 境	72 11/2	
婦 女 事 務 室	1 1	交 通 取 素 課	6 6	保 健 体 育 課	7	保 健 体 育 課	7 11/1	中 國 鄉 村 口 セン ター	1	1 土 地 開 境	72 11/2	
文 化 振 勵 室	7 0	興 互 品 物 課	7 4	健 康 利 潤 課	2	健 康 利 潤 課	15 13 11/1	中 國 鄉 村 口 セン ター	1	1 土 地 開 境	72 11/2	
預 戸 内 駐 在 所 施 工 課	計 27	計 21	77.8%	計 6	計 6	計 6	計 6	計 6	計 6	計 6	計 6	計 6
計 41	15 36.6%	農 政 課	13 5	教 育 課	1	教 育 課	1 1 11/1	消 防 課	1	消 防 課	60 10/24	下 水 道 公 司 1 1 11/1
能 多 事 課	9 6	農 產 企 業 課	17 12	國 岛 自 然 の 家	2	國 岛 自 然 の 家	2 11/2	子 母 女 性 室	46 10/25	子 母 女 性 室	60 10/25	小 計 128 11/2
住 宅 施 工 課	6 2	農 業 生 产 促 進 課	20 16	國 著 診	8 7	國 著 診	8 7 10/26	新 道 学 國	18 10/26	新 道 学 國	3 10/21	(丸 龜 ブ ッ ク )
安 全 施 工 室	6 5	工 地 改 良 課	10 5	基 本 文 化 教 育 課	6	基 本 文 化 教 育 課	6 10/23	高 松 通 管 運 事	4 11/15	高 松 通 管 運 事	9 10/31	丸 龜 高 球 4 4 10/31
行 品 管 理 室	3 3	工 地 改 良 課	15 13	五 色 金 少 年 自 然 セン ター	1	五 色 金 少 年 自 然 セン ター	1 1 11/1	バ ス ポ ー ト セ 1	3 10/26	さぬき動物園 セン ター	3 3 10/26	中 横 垂 壁 社 53 10/31
行 品 課	12 2	水 壁 課	17 12	水 壁 課	1	水 壁 課	1 1 11/1	水 壁 課	9 8 10/25	香 川 県 霧 烟 樹 樹	1 1 11/9	西 部 子 も セ 26 11/10
器 器 事 業 中 計	6 3	( こ と ば き )	106	76 71.7%	計 12	計 8	計 43	計 17	計 221	県 立 ミ ユ ー ジ ア ム	7 11/11	※リハビリテーション施設にて備蓄を行つたもの除外する。
保 護 課	9 4	土 木 施 工 課	14 10	工 木 施 工 課	12 8	工 木 施 工 課	80 81.4%	計 157	計 190	丸 龜 病 院	90 10/24	10/24 ~ 10/28
人 手 同 和 改 装	4 3	环 境 企 画 課	15 13	环 境 企 画 課	15 13	环 境 企 画 課	80 81.2%	39.5%	計 181	計 181	計 181	計 181.8% 78.4%
移 動 課	1 0	道 路 課	17 17	河 川 沙 防 課	21 18	河 川 沙 防 課	11 10	小 豆 支 部	大 川 支 部	中 央 病 院 支 部	小 計 173	52
広 告 伝 媒 課	5 5	( 報 告 )	5 5	港 市 計 國 課	10 10	港 市 計 國 課	13 11	合 作 事 ( 農 事 用 地 制 限 )	4 10/25	中 流 県 民 1	1 10/27	( 菅 通 寺 ブ ロ カ )
企 業 課	3 3	企 業 課	13 5	下 水 道 課	6 6	下 水 道 課	12 10/25	( 廉 蔡 社 )	31 52 11/2	中 國 土 地 改 善	32 29 10/27	中 流 県 民 1
く ら し 安 全 家 心 課	5 3	建 築 保 護 課	8 2	住 宅 課	7 6	住 宅 課	7 6 10/31	東 流 保 健 福 祉	22 45 11/2	西 部 家 畜 保 養	6 11/7	中 流 県 民 1
消 費 生 活 セン ター	2 2	生 宅 課	15 5	( 住 間 保 護 )	7 6	( 住 間 保 護 )	7 6 10/31	長 尾 土 木 事 務 所	40 45 11/2	風 景 大 学 校	12 11/10	森 林 セン ター 3 3 10/28
計 98	54 55.1%	計 107	90 64.4%	( 廉 蔡 社 )	2 1	( 廉 蔡 社 )	18 18 10/26	白 鳥 病 院	112 112	西 部 林 事 務 所	10 9 10/20	西 部 林 事 務 所 10 9 10/20
理 城 政 策 課	9 4	出 入 關 診	15 5	( 廉 蔡 社 )	1 1	( 廉 蔡 社 )	7 7 10/24	計 214	計 756 0	合 计	90 73	※資料配布会 10
理 城 財 產 課	8 5	語 會 事 務 局	17 8	( 廉 蔡 社 )	1 1	( 廉 蔡 社 )	10 10/25	分 会 名	分 会 名	分 会 名	合 计 391 237	昨年: 91.0% 0.0%
み ど り 保 全 課	19 13	医 療 安 徒 事 務 局	5 5	( 廉 蔡 社 )	1 1	( 廉 蔡 社 )	10 10/25	分 会 名	分 会 名	分 会 名	合 计 391 237	昨年: 91.0% 0.0%
医 療 物 对 策 課	9 5	労 動 委 員 會	2 1	農 業 保 全 課	4 3	農 業 保 全 課	4 4 10/24	三 豊 支 部	本 部	本 部 支 部	合 计 391 237	昨年: 92.7% 60.6%
計 60	36 60.0%	農 立 病 院	4	農 立 病 院	3	農 立 病 院	1 10/27	西 済 土 地 改 善	2 10/24	中 國 鄉 村 口 セン ター	1 10/27	昨年: 70.8% 64.0%
長 方 社 地 法 課	23 12	東 京 事 務 所	1	人 事 委 員 會	3	人 事 委 員 會	1 10/27	西 済 土 地 改 善	2 10/24	中 國 鄉 村 口 セン ター	1 10/27	昨年: 94.6% 94.6%
長 方 財 產 課	17 12	大 阪 事 務 所	3	大 阪 事 勿	3	大 阪 事 勿	1 10/27	西 済 土 地 改 善	2 10/24	中 國 鄉 村 口 セン ター	1 10/27	昨年: 94.6% 42.6%
長 方 固 保 課	13 2	西 済 土 地 改 善	1	西 済 土 地 改 善	1	西 済 土 地 改 善	1 10/27	西 済 土 地 改 善	2 10/24	中 國 鄉 村 口 セン ター	1 10/27	※資料配布会 10
長 方 財 產 課	9 7	西 済 土 地 改 善	1	西 済 土 地 改 善	1	西 済 土 地 改 善	2 10/25	西 済 土 地 改 善	2 10/25	2023/9/6 組合員數 増加実績	1125	昨年: 85.2% 42.6%
生 活 衛 生 課	11 10	西 済 土 地 改 善	6 6	西 済 土 地 改 善	6 10/24	西 済 土 地 改 善	24 10/31	西 済 土 地 改 善	24 10/31	2023/9/6 組合員數 増加実績	1125	昨年: 94.6% 0.0%
子 ど ち 政 質 課	4 10	合 计	630 403	合 计	74 70	合 计	120 0	合 计	120 0	合 计	2639	合 计 1125



町村評22賃金確定闘争取り組み計画と実績 (2022.11.19単体会議で突合せ)

単組	執行委員会 日程	職場学習会 日程	時間外集会 (①)10/14	時間外集会 (②)11/11	時間外集会 実施	重点獲得課題	交渉日
	10/17月	10/20木 10人				・55歳→なし。他市町動向見る ・職場環境の改善 ・夏季休暇の充実→7-9を6-9月に拡大 ・船舶免許更新費用公費→当該担当時は支出 ・人員確保→定数7増案を9月議会で否決。今後も求める	11/10
	10/31月 18:00	10/31月 18:00 3人	チラシ職場配布	チラシ職場配布	・宿日直委託 ・人員確保 ・現業運用確立		11/25
事前四役会実施 10/20木 18: 9人	10/20木 18: 9人	チラシ職場配布	チラシ職場配布	チラシ職場配布	・55歳→先送り ・人員確保 ・青年部:宿日直無線の運用→委託に向け島外業者検討 ・特にごども園の人員確保-R4は純増 ・不払い残業解消	・定年延長の円滑導入 ・テレワーク試行の協議 ・運転免許更新の義務免→継続協議	11/10
10/20木 18: 1人	10/20木 18: 1人	チラシ職場配布	チラシ職場配布	チラシ職場配布	・55歳→先送り ・高齢層が増加することによる若手の負担増軽減 ・不妊治療→12日に拡大 ・人員確保 ・外線電話に音声案内入りの自動録音機能を導入		11/10
10/26水 17:45 50人	10/26水 17:45 50人	チラシ職場配布	チラシ職場配布	チラシ職場配布	・55歳→先送り・定年延長のロードマップ→正規補充は確実に行う ・警報発令時の超勤支給拡充 ・業務間インターバル導入	・人員の130人体制に向けたロードマップ→正規補充 ・勤務間インターバル導入	11/22
10/13木 18: 10/28大会書面	10/13木 18: 27人	10/13夕方 意思統一会議	チラシ職場配布	チラシ職場配布	・55歳→先送り ・トップ宣言 ・17:15~一斉休憩規則の撤廃 ・労働安全衛生委員会の機能(法律順守)→実施する ・不妊治療休暇12日	・課長補佐の超勤支給 ・労働安全衛生委員会の機能(法律順守)→実施する ・業後45分休憩→文言削除	11/2 四役折衝 11/10本交渉
10/14要求書討議 10/27木	10/27木 17:30 20人	チラシ職場配布	チラシ職場配布	チラシ職場配布	・55歳→先送り。近隣市町動向 ・途中退職者補充のルール化 ・所属長への超勤ルール周知徹底 ・星休み交替当番→運用統一に向け整理	・途中退職者補充のルール化 ・所属長への超勤ルール周知徹底 ・不妊治療12日→前向き検討	11/2
10/17屋	11/2木 12: 15人	チラシ職場配布	チラシ職場配布	チラシ職場配布	・人員確保 ・駐車場料金正規職員2,000円、非常勤職員1,000円 ・定年延長円滑導入 ・夏休5日への拡大 ・超勤ルールの統一		11/25
	10/20木大会後 15人	チラシ職場配布	チラシ職場配布	チラシ職場配布	・55歳→考えていない ・育児時間→3歳年度末に拡大 ・労安委→2月に開催したい ・休養室の整備、休憩室の回復 ・改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の徹底	・休養室の整備、休憩室の回復 ・ラスパイレス指數改善	11/2



## 関連評・2022秋闘状況一覧

2023/09/06 現在

単組名	要求書提出日	回答		日程等	主な交渉事項等 【(妥) = 妥結事項】
		指定日	回答日		

### 【主に県準拠の公共民間単組】

	11/ 1	11/30		10/31 定期大会、 <u>12/21臨時大会</u>	
	遅			3/18 定期大会【書面決議】	基本労働協約の更新・改定締結等
	10/14	10/28	10/18	2/ 7・3/ 7 予備折衝、11/22~25 予備折衝 4/14 団体交渉、6/27 三役交渉、12/14 定期大会【書面決議】	一時金に人事評価制度を反映させない
	10/14	10/28	10/26		通勤手当・住居手当の引き下げ提案、賃金表の移行提案等
	遅				定期昇給実施、年間一時金の確保 変更手続き未実施の就業規則の復元等
	10/14	10/28	10/28	3/16 定期大会【書面決議】	有害物取扱手当、出張旅費の見直し提案
	12/ 8	12/22		毎週水曜日に執行委員会開催、 11/ 4 定期大会	初任給改善、在職者調整、旅行雑費等 時間外割増の支給基準

### 【市労連・市準拠・町準拠その他独自制度の公共民間単組・民間単組】

	未提出	—	—		
	遅			3/19 定期大会	介護・事務・非正規職員の待遇改善等
	10/14	10/28	遅	11/ 1 執行委員会 <u>12/26定期大会【書面決議】</u>	ボランティア休暇・安衛委員会の新設等 生理休暇⇒健康管理休暇への名称変更
	遅			9/30 定期大会	一時金引き上げ等
	10/11	10/28	10/26	3/26 定期大会【書面決議】、12/12 団体交渉	
	未提出	—	—		※2019. 8. 1 に公共民間へ異動

### 【自治体の臨時・非常勤単組】

	未提出	—	—	2/ 4 事務折衝、5/27 定期大会 11/29 団体交渉（合同）	賃金上限引き上げ、給食中止時の扱い等
	10/14	10/28	10/28	3/11 団体交渉、6/ 3 定期大会【書面決議】 11/17 団体交渉	保育所外へ異動した組合員の待遇等
	10/14	10/28	10/28	6/ 3 定期大会、10/13 五役会、 <u>1/30事前協議</u> 10/25・11/22 団体交渉【学校図書】、 <u>12/26 団体交渉延期</u>	賃金引き上げ、その他の賃金改善 再度の任用時の上限年数撤廃等
	10/17	10/31	10/28	6/10 定期大会【書面決議】、11/29 団体交渉（合同） 11/29 団体交渉、 <u>2/ 8 団体交渉</u>	病気休暇の拡充、介護休暇等の有給化
	6/28	⇒	7/12	5/12 定期大会、10/27・12/ 7 団体交渉	特別休暇の拡充、賃金表 2 級運用等
	10/14	10/28	10/28	12/14 団体交渉（3 労組合同）	
	9/21	⇒	10/ 3	6/30 定期大会【書面決議】、11/ 2 団体交渉	賃金その他の職種間格差是正等
	10/14	10/28	10/28	12/14 団体交渉（3 労組合同）、 <u>12/23 学習会</u>	
	8/22	9/ 5	9/ 1	10/ 4・10/18 団体交渉、12/14 団体交渉（3 労組合同）	賃金上限の引き上げ、休暇制度の拡充等
	10/14	10/28	10/28	12/19 団体交渉、 <u>1/11 団体交渉、1/17 学習会</u>	



2022秋闇 単組総括 準備資料

単組名 :   報告者 :  

県本部方針	単組方針・計画	取組み実績
1. 単組内の意思統一 執行委員会の開催	実施	役員会 : 10/7 執行委員会 : 10/26
2. 職場集会・学習会の開催	実施 (昼休み、業務終了後) 本庁、寒川庁舎、寒川第2庁舎、 水道企業団東讃ブロック、幼稚園、保育所に勤務する組合員 <u>(市民病院は今後実施予定)</u>	期間 10月24日～11月7日 箇所数 6 講師数 3人 参加人数 130人 参加率 43.6% (市職のみ) 良かった点 幼稚園、保育所部会で賃金学習会が実施できたこと。
3. 時間外集会の開催 ①要求書提出時 (10/14)	実施 本庁、寒川庁舎 早朝時間外集会	日時 10月14日 (本庁・寒川庁舎) 参加者数 本庁 60 + 寒川庁舎 20 = 80人 参加者確保・拡大のための工夫 提出日の周知については、前日に各建物にいる役員から声掛け、周知文の回覧を実施。
②県本部統一行動日 (11/11)	実施 11月11日 定期大会 (源内音楽ホール) 18:30～	日時 11月11日 (定期大会) 参加者数 327人 (委任状 178) 参加者確保・拡大のための工夫 統一行動日については、全組合員に文書による集会の周知 (10/14 発文)を行った。
4. 大衆交渉の参加者確保のための工夫	実施	交渉参加者数：基本組織交渉延べ 37人 呼びかけの方法：ニュース、各部会を通じての交渉参加の呼びかけ。 55歳昇給停止阻止に関しては、全組合員による短冊行動を実施、交渉の場に貼りだし、組合員の思いを伝える。
5. 交渉の事前・事後の意思統一	実施	事前：10月26日 拡大執行委員会や、1波、2波の交渉前に役員で意思統一
6. 確認内容の書面化	書面化予定	書面化済・締結できなかった ※書面締結済みの場合は、書面を送付して下さい
7. 単組の重点要求と成果	①55歳昇給停止阻止 ②育児時間の取得対象年齢を3歳から就学前までの拡充 ③正規職員の人員増 ④人勘による基本給、一時金の引き上げを4月に訴求し実施 (会計年度任用職員含) ⑤ネット環境がセキュリティ等の関係により、非常につながり	①昇給停止はしない。60歳以降については、定年延長とあわせて協議。 ②今すぐ拡充は難しい。継続協議。 ③基本的には退職の補充。定年延長にかかる退職者の補充は、平準化した採用を考えている。 ④4月遡及は困難。一時金については、現行の2.4月から0.1月プラスし、12月末で支給の予定。→1月支給に変更。 ⑤担当課に確認したところ、部品交換を行うことでネット環境の改善を行いたい。部品調達中 (発

	にくく、業務に支障が出ており、情報機器関連の整備等を要求	注済)である。令和5年4月には、改善される見込み。
8. 追求すべき今後の運動課題	臨時・非常勤部、病院労組の強化	組合活動の状況が十分周知できていない感がある。組合の重要性を伝える機会の確保が必要。
9. 単組独自教宣物の発行	実施	県本部発行分を一部加工 <b>単組独自発行</b> 発行した号数：3（11/9、11/11、11/18発行）
10. 組織運動の成果	保育所、幼稚園の賃金学習会の実施	賃金学習会を保育所部会、幼稚園部会に対し実施することができたことは、非常に良かった。今後、賃金学習会が継続時に実施できるよう、講師の養成を行っていく必要がある。
11. 組織運動の課題	青年部の交渉への参加	青年部が交渉に参加できていないのが課題。職場に対する不満はもっているものの、交渉で訴えきれていない。今後の組織のためにも青年部の強化が課題。

■12月14日（水）までに、県本部・三好までできるだけメールで返信をお願いします。

三好書記長へ

県本部で実施している賃金学習会を、単組の学習会で使用するために、45分程の動画にしてもらうのは、可能でしょうか。本来は、役員が講師団学習会で学習した内容を組合員に伝えるべきだとは思いますが、なかなかハードルが高く、学習会の講師を尻込みする役員が多いのが実情です。組織強化のことを思えば、そんな甘っちょろいこと言っていたらいけないとは思いますが、気軽に学習会をする雰囲気にならないのが、現実です。

現在は、 でやっていますが、次の世代の役員の心的負担の軽減も考えると、そういうやり方も含めて考えていかなくてはいけないのかなとも、思います。

また、一考いただければと思います。

■ 町職オルグ 2023.01.16 月 17:30-18:25

於；役場 3 F 会議室

参加：

県本部：三好、藏本

#### 1. 職場学習会等

○秋闇期（15人）のように講師団学習会に交渉参加者は参加するようにしたいが、現在職員にコロナ感染が爆発的に拡大（昨週は2課でほぼ全滅）しており、なかなか声がかけづらい。3回それぞれに分散して参加するように工夫を呼びかけてみる。

#### 2. 秋闇での主なやり取り

○交渉参加が8人と少人数になったのはコロナ禍を意識したこと。当局からの制限要請はない。自主的に少なく（例年の半分程度）した。

○定年延長にリンクした再任用者の賃金改善は、正直今の再任用者の働きぶりからは、組合員はまだ多過ぎるくらいに受け止めているのでは？ → 業務分担も含めて当局とやり取りが必要。

○要求していたモンスタークレーマー対策の窓口監視カメラは1Fの窓口用6台設置済み。今後も順次2～3Fにも拡大予定。現在のものは音声が記録できないため、音声記録が可能になるものを配備していくとのこと。

#### 3. 待機業務の関係

○農林課の有害鳥獣、鳥インフル対応で課員6人がローテ。私用携帯で外出制限まではないため待機手当も求めていない。

○消防担当は24時間365日対応となっており、手当支給が必要なのでは？

#### 4. 春闇期で獲得をめざす課題

○この看護休暇、病休のクーリング期間は点検の上勝ち取っていきたい。

○直近のコロナ感染の状況を踏まえ、なかなか集会復活までは行きつかない → 他の単組で取組みがあるニュースの「声かけ配布」を検討してはと提案 → 密にならない取り組みであるし、検討してみる。

#### 5. その他

○ ■ 副町長は自ら交渉に参加（以前は総務課長まで）している。

○町長も人柄がよく酒席を好み町職との関係性は良好。

○マイナカードはほとんどの職員が取得済み（ポイント目当て）

